○第８１号議案

使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

（第１条関係）石巻市マンガアイランド条例の一部改正

改　　正

別表（第１４条関係）

施設等の名称	使用料	備考
ロッジ大（風呂・シャワー有）	１棟１泊につき　１３，７４０円	（略）
ロッジ小（シャワー有）	１棟１泊につき　１２，２１０円	（略）
テントサイト	１区画１泊につき　２，２８０円	（略）
センターハウス浴室	大人１回につき　３００円	
	小人１回につき　１５０円	
センターハウスシャワー	大人１回につき　１２０円	
	小人１回につき　６０円	
暖房器具	ロッジ１棟１泊につき　１，３００円	（略）
キャンプ用品一式	１泊につき　２，２００円	
（略）	（略）	
釣り竿	１回につき　１５０円	（略）
天体望遠鏡	１泊につき　１５０円	

備考　（略）

（第２条関係）石巻市手数料条例の一部改正

改　　正

（手数料の徴収免除等）

第５条　（略）

２　（略）

３　前２項の規定にかかわらず、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が自ら必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）及び電子情報処理組織（石巻市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成２２年石巻市条例第３４号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法による申請については、手数料を徴収する。

４・５　（略）

附　則

１～３　（略）

（多機能端末機による交付の場合の手数料の特例）

現　　行

別表（第１４条関係）

施設等の名称	使用料	備考
ロッジ大（風呂・シャワー有）	１棟１泊につき　９，１６０円	（略）
ロッジ小（シャワー有）	１棟１泊につき　８，１４０円	（略）
テントサイト	１区画１泊につき　１，５２０円	（略）
センターハウス浴室	大人１回につき　２００円	
	小人１回につき　１００円	
センターハウスシャワー	大人１回につき　１００円	
	小人１回につき　５０円	
暖房器具	ロッジ１棟１泊につき　１，０００円	（略）
キャンプ用品一式	１泊につき　１，５００円	
（略）	（略）	
釣り竿	１回につき　１００円	（略）
天体望遠鏡	１泊につき　１００円	

備考　（略）

現　　行

（手数料の徴収免除等）

第５条　（略）

２　（略）

３　前２項の規定にかかわらず、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）及び電子情報処理組織（石巻市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成２２年石巻市条例第３４号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法による申請については、手数料を徴収する。

４・５　（略）

附　則

１～３　（略）

４　当分の間、多機能端末機により書類を交付する場合における別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表１の項	３００円	２００円
別表１０の項	含む	除く
	３００円	２００円
別表１２の項	含む	除く
	又は証明書の交付	の交付
	３００円	２００円
別表１３の項	３００円	２００円
別表１７の項	第１０条第１項、第１０条の２第１項から第５項まで若しくは第１２６条	第１０条第１項
	第１２０条第１項、第１２０条の２第１項若しくは第１２６条	第１２０条第１項
	４５０円	３５０円

（第３条関係）石巻市島の楽校条例の一部改正

改　　正				
別表（第５条関係）				
区分		使用料の額		
		小・中学生	高・大学生	一般
宿泊	１人１泊	６００円	７５０円	９１０円
日帰り	１人１日			１５０円

（第４条関係）石巻市公民館条例の一部改正

改　　正					
別表第１（第８条関係）					
１　石巻中央公民館、渡波公民館、蛇田公民館、稲井公民館及び荻浜公民館使用料					
各室使用料					
館名	室名＼時間区分	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時３０分まで	午前９時から午後９時３０分まで

現　　行

別表（第５条関係）

区分		使用料の額		
		小・中学生	高・大学生	一般
宿泊	１人１泊	４００円	５００円	６１０円
日帰り	１人１日			１００円

現　　行

別表第１（第８条関係）

１　石巻中央公民館、渡波公民館、蛇田公民館、稲井公民館及び荻浜公民館使用料

各室使用料					
館名	室名＼時間区分	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時３０分まで	午前９時から午後９時３０分まで

石巻中央公民館	大ホール	９，４７０円	１２，６３０円	１５，８２０円	３７，９２０円
	第１講座室	２，６２０円	３，２４０円	４，３４０円	１０，２００円
	第２講座室	１，３１０円	１，６５０円	２，１３０円	５，０９０円
	第１教養室	１，３８０円	１，７３０円	２，２５０円	５，３６０円
	第２教養室	１，３８０円	１，７３０円	２，２５０円	５，３６０円
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	調理実習室	１，３８０円	１，７３０円	２，２５０円	５，３６０円
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
渡波公民館	大ホール	６，１５０円	８，３８０円	１０，４３０円	２４，９６０円
	会議室	１，５７０円	２，０６０円	３，０１０円	６，６４０円
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	調理実習室	１，２５０円	１，６００円	１，９８０円	４，８３０円
蛇田公民館	大ホール	６，８４０円	９，４００円	１２，２５０円	２８，４９０円
	会議室Ａ	１，８００円	２，１００円	３，３１０円	７，２１０円
	会議室Ｂ	１，８００円	２，１００円	３，３１０円	７，２１０円
	会議室Ｃ	１，８００円	２，１００円	３，３１０円	７，２１０円
	和室	１，６９０円	２，８００円	３，６８０円	８，１７０円
	調理実習室	１，８９０円	２，３４０円	２，９５０円	７，１８０円
	創作室	１，２９０円	１，７８０円	２，３４０円	５，４１０円
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

設備器具使用料	
冷暖房	１　備付け冷暖房器具は、１室１時間につき次のとおりとする。 (1)　石巻中央公民館大ホール及び蛇田公民館大ホール　９１０円 (2)　蛇田公民館及び荻浜公民館（それぞれ大ホールを除く。）　１３０円 (3)　渡波公民館　３４０円 (4)　前３号に掲げる施設以外の施設　３９０円 ２　ストーブは、１台１時間につき大型３８０円、小型９０円とする。
その他の設備器具	１件４，７２０円以内で市長が定める額

備考　（略）

石巻中央公民館	大ホール	６，７２０円	８，９６０円	１１，２２０円	２６，９００円
	第１講座室	１，９６０円	２，４２０円	３，２４０円	７，６２０円
	第２講座室	１，２４０円	１，５６０円	２，０２０円	４，８２０円
	第１教養室	１，２４０円	１，５６０円	２，０２０円	４，８２０円
	第２教養室	１，２４０円	１，５６０円	２，０２０円	４，８２０円
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	調理実習室	１，２４０円	１，５６０円	２，０２０円	４，８２０円
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
渡波公民館	大ホール	５，０４０円	６，８７０円	８，５５０円	２０，４６０円
	会議室	１，２３０円	１，６１０円	２，３５０円	５，１９０円
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	調理実習室	１，０９０円	１，３９０円	１，７２０円	４，２００円
蛇田公民館	大ホール	４，５６０円	６，２７０円	８，１７０円	１９，０００円
	会議室Ａ	１，２００円	１，４００円	２，２１０円	４，８１０円
	会議室Ｂ	１，２００円	１，４００円	２，２１０円	４，８１０円
	会議室Ｃ	１，２００円	１，４００円	２，２１０円	４，８１０円
	和室	１，２７０円	２，１００円	２，７６０円	６，１３０円
	調理実習室	１，２６０円	１，５６０円	１，９７０円	４，７９０円
	創作室	８６０円	１，１９０円	１，５６０円	３，６１０円
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

設備器具使用料	
冷暖房	１　備付け冷暖房器具は、１室１時間につき次のとおりとする。 (1)　石巻中央公民館大ホール及び蛇田公民館大ホール　７００円 (2)　蛇田公民館及び荻浜公民館（それぞれ大ホールを除く。）　１００円 (3)　前２号に掲げる部屋以外　３００円 ２　ストーブは、１台１時間につき大型３００円、小型７５円とする。
その他の設備器具	１件４，３００円以内で市長が定める額

備考　（略）

２　雄勝公民館

室名＼時間区分	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
大ホール	６，１５０円	６，１５０円	８，７００円	２１，０００円
和室	３，９００円	３，９００円	６，３００円	１４，１００円
調理室	１，９５０円	１，９５０円	３，０００円	６，９００円
講座室	１，２００円	１，２００円	１，８００円	４，２００円

備考　各室使用料の割増し等については、次のとおりとする。

１～３　（略）

４　冷暖房料は、１時間につき大ホールについては３９０円、和室については２６０円、調理室及び講座室については１３０円とする。

５　（略）

３　桃生公民館

(1)　入場料を徴収する場合

区分	１回の使用料		１回を超える１時間当たりの割増料	
	昼間	夜間	昼間	夜間
文化ホール（入場料が１，０００円以下の場合）	１３，５００円	２１，０００円	３，３７０円	５，２５０円
文化ホール（入場料が１，０００円を超え３，０００円以下の場合）	１９，５００円	３０，０００円	４，８７０円	７，５００円
文化ホール（入場料が３，０００円を超える場合）	２５，５００円	３９，０００円	６，３７０円	９，７５０円
練習室・楽屋１	２，２４０円	３，３６０円	５６０円	８４０円
練習室・楽屋２	２，２４０円	３，３６０円	５６０円	８４０円
舞台のみ	９，０００円	１３，５００円	２，２５０円	３，３７０円
ボランティア室	１，８８０円	２，８２０円	４７０円	７００円
会議室１	３，６００円	５，４００円	９００円	１，３５０円
会議室２	２，２４０円	３，３６０円	５６０円	８４０円
会議室３	２，２４０円	３，３６０円	５６０円	８４０円

２　雄勝公民館

室名＼時間区分	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
大ホール	４，１００円	４，１００円	５，８００円	１４，０００円
和室	２，６００円	２，６００円	４，２００円	９，４００円
調理室	１，３００円	１，３００円	２，０００円	４，６００円
講座室	８００円	８００円	１，２００円	２，８００円

備考　各室使用料の割増し等については、次のとおりとする。

１～３　（略）

４　冷暖房料は、１時間につき大ホールについては３００円、和室については２００円、調理室及び講座室については１００円とする。

５　（略）

３　桃生公民館

(1)　入場料を徴収する場合

区分	１回の使用料		１回を超える１時間当たりの割増料	
	昼間	夜間	昼間	夜間
文化ホール（入場料が１，０００円以下の場合）	９，０００円	１４，０００円	２，２５０円	３，５００円
文化ホール（入場料が１，０００円を超え３，０００円以下の場合）	１３，０００円	２０，０００円	３，２５０円	５，０００円
文化ホール（入場料が３，０００円を超える場合）	１７，０００円	２６，０００円	４，２５０円	６，５００円
練習室・楽屋１	１，５００円	２，２５０円	３７０円	５６０円
練習室・楽屋２	１，５００円	２，２５０円	３７０円	５６０円
舞台のみ	６，０００円	９，０００円	１，５００円	２，２５０円
ボランティア室	１，５００円	２，２５０円	３７０円	５６０円
会議室１	２，４００円	３，６００円	６００円	９００円
会議室２	１，５００円	２，２５０円	３７０円	５６０円
会議室３	１，５００円	２，２５０円	３７０円	５６０円

会議室４	２，２４０円	３，３６０円	５６０円	８４０円
和室１	２，１００円	３，１２０円	５２０円	７８０円
和室２	２，１００円	３，１２０円	５２０円	７８０円
視聴覚室１	３，６００円	５，４００円	９００円	１，３５０円
視聴覚室２	２，２４０円	３，３６０円	５６０円	８４０円
学習室	２，２００円	３，３００円	５５０円	８２０円

(2)　入場料を徴収しない場合

区分	１回の使用料		１回を超える１時間当たりの割増料	
	昼間	夜間	昼間	夜間
文化ホール	９，０００円	１３，５００円	２，２５０円	３，３７０円
練習室・楽屋１	１，１２０円	１，６８０円	２８０円	４２０円
練習室・楽屋２	１，１２０円	１，６８０円	２８０円	４２０円
舞台のみ	４，５００円	６，７５０円	１，１２０円	１，６８０円
ボランティア室	９４０円	１，４１０円	２３０円	３５０円
会議室１	１，８００円	２，７００円	４５０円	６７０円
会議室２	１，１２０円	１，６８０円	２８０円	４２０円
会議室３	１，１２０円	１，６８０円	２８０円	４２０円
会議室４	１，１２０円	１，６８０円	２８０円	４２０円
和室１	１，０５０円	１，５６０円	２６０円	３９０円
和室２	１，０５０円	１，５６０円	２６０円	３９０円
視聴覚室１	１，８００円	２，７００円	４５０円	６７０円
視聴覚室２	１，１２０円	１，６８０円	２８０円	４２０円
学習室	１，１００円	１，６５０円	２７０円	４１０円

備考

１　「１回」とは４時間以内とし、準備から後始末までを含むものとする。

２　「昼間」とは午前９時から午後５時までをいい、「夜間」とは午後５時から午後９時までをいう。

３　冷暖房料は、１時間につき文化ホールについては１，０４０円、その他の施設については１３０円とする。

４　附帯設備等使用料については、市長が別に定める額とする。

５　市外の者が利用する場合は、この表に掲げる使用料の２倍に相当する額とする。

４　北上公民館

室名＼時間区分	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで

会議室４	１，５００円	２，２５０円	３７０円	５６０円
和室１	１，５００円	２，２５０円	３７０円	５６０円
和室２	１，５００円	２，２５０円	３７０円	５６０円
視聴覚室１	２，４００円	３，６００円	６００円	９００円
視聴覚室２	１，５００円	２，２５０円	３７０円	５６０円
学習室	１，５００円	２，２５０円	３７０円	５６０円

(2)　入場料を徴収しない場合

区分	１回の使用料		１回を超える１時間当たりの割増料	
	昼間	夜間	昼間	夜間
文化ホール	６，０００円	９，０００円	１，５００円	２，２５０円
練習室・楽屋１	７５０円	１，１２０円	１８０円	２８０円
練習室・楽屋２	７５０円	１，１２０円	１８０円	２８０円
舞台のみ	３，０００円	４，５００円	７５０円	１，１２０円
ボランティア室	７５０円	１，１２０円	１８０円	２８０円
会議室１	１，２００円	１，８００円	３００円	４５０円
会議室２	７５０円	１，１２０円	１８０円	２８０円
会議室３	７５０円	１，１２０円	１８０円	２８０円
会議室４	７５０円	１，１２０円	１８０円	２８０円
和室１	７５０円	１，１２０円	１８０円	２８０円
和室２	７５０円	１，１２０円	１８０円	２８０円
視聴覚室１	１，２００円	１，８００円	３００円	４５０円
視聴覚室２	７５０円	１，１２０円	１８０円	２８０円
学習室	７５０円	１，１２０円	１８０円	２８０円

備考

１　「１回」とは４時間以内とし、準備から後始末までを含むものとする。

２　「昼間」とは午前９時から午後５時までをいい、「夜間」とは午後５時から午後９時までをいう。

３　冷暖房料は、１時間につき文化ホールについては８００円、その他の施設については１００円とする。

４　附帯設備等使用料については、市長が別に定める額とする。

５　市外の者が利用する場合は、この表に掲げる使用料の２倍に相当する額とする。

４　北上公民館

室名＼時間区分	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで

交流ホール	６，０００円	６，０００円	８，２５０円	２０，２５０円
調理実習室	１，９５０円	１，９５０円	２，１００円	６，０００円
和室	２，５５０円	２，５５０円	２，８５０円	７，９５０円
会議室	１，０５０円	１，０５０円	１，３５０円	３，４５０円
多目的研修室	３，３００円	３，３００円	３，７５０円	１０，３５０円

備考　各室使用料の割増し等については、次のとおりとする。

１～３　（略）

４　冷暖房料は、１時間につき交流ホールについては４５０円、会議室については６０円、多目的室については１９０円、和室及び調理実習室については１３０円とする。

５　（略）

（第５条関係）石巻市学習等供用施設条例の一部改正

改　　正

別表（第５条、第８条関係）

施設名	区分	単位		使用料
釜会館	集会室	午前９時から午後１時まで	１回につき	２，３４０円
		午後１時から午後５時まで	１回につき	２，５３０円
		午後５時から午後９時まで	１回につき	３，９００円
		午前９時から午後５時まで	１回につき	４，８７０円
		午前９時から午後９時まで	１回につき	８，７７０円
	（略）	（略）	（略）	（略）
上釜会館	集会室	午前９時から午後１時まで	１回につき	２，３４０円
		午後１時から午後５時まで	１回につき	２，５３０円
		午後５時から午後９時まで	１回につき	３，９００円
		午前９時から午後５時まで	１回につき	４，８７０円
		午前９時から午後９時まで	１回につき	８，７７０円
	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

（第６条関係）石巻市河北総合センター条例の一部改正

改　　正

交流ホール	４，０００円	４，０００円	５，５００円	１３，５００円
調理実習室	１，３００円	１，３００円	１，４００円	４，０００円
和室	１，７００円	１，７００円	１，９００円	５，３００円
会議室	７００円	７００円	９００円	２，３００円
多目的研修室	２，２００円	２，２００円	２，５００円	６，９００円

備考　各室使用料の割増し等については、次のとおりとする。

１～３　（略）

４　冷暖房料は、１時間につき交流ホールについては３５０円、会議室については５０円、多目的室については１５０円、和室及び調理実習室については１００円とする。

５　（略）

現　　行

別表（第５条、第８条関係）

施設名	区分	単位		使用料
釜会館	集会室	午前９時から午後１時まで	１回につき	１，５６０円
		午後１時から午後５時まで	１回につき	１，６９０円
		午後５時から午後９時まで	１回につき	２，６００円
		午前９時から午後５時まで	１回につき	３，２５０円
		午前９時から午後９時まで	１回につき	５，８５０円
	（略）	（略）	（略）	（略）
上釜会館	集会室	午前９時から午後１時まで	１回につき	１，５６０円
		午後１時から午後５時まで	１回につき	１，６９０円
		午後５時から午後９時まで	１回につき	２，６００円
		午前９時から午後５時まで	１回につき	３，２５０円
		午前９時から午後９時まで	１回につき	５，８５０円
	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

現　　行

別表（第８条関係）

区分				基本使用料			
				午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	全日
文化交流ホール	入場料を徴収しないで利用する場合			８，２００円	８，２００円	１０，９００円	２７，３００円
	１，０００円以下の入場料を徴収して利用する場合			１２，７００円	１２，７００円	１７，１００円	４２，５００円
	１，０００円を超え３，０００円以下の入場料を徴収して利用する場合			１８，２００円	１８，２００円	２４，３００円	６０，７００円
	３，０００円を超える入場料を徴収して利用する場合			２３，７００円	２３，７００円	３１，５００円	７８，９００円
	各種披露宴、レセプション等に利用する場合			２９，１００円	２９，１００円	３８，９００円	９７，１００円
アリーナ	貸切利用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、文化的行事に利用する場合	９，４５０円	９，４５０円	１２，６００円	３１，５００円
			その他催物に利用する場合（営利目的なし）	２１，１５０円	２１，１５０円	２８，２００円	７０，５００円
			その他催物に利用する場合（営利目的あり）	７０，６５０円	７０，６５０円	９４，２００円	２３５，５００円
		入場	アマチュ	１９，３５	１９，３５	２５，８０	６４，５０

別表（第８条関係）

区分				基本使用料			
				午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	全日
文化交流ホール	入場料を徴収しないで利用する場合			８，１００円	８，１００円	１０，８００円	２７，０００円
	１，０００円以下の入場料を徴収して利用する場合			１２，６００円	１２，６００円	１６，８００円	４２，０００円
	１，０００円を超え３，０００円以下の入場料を徴収して使用する場合			１８，０００円	１８，０００円	２４，０００円	６０，０００円
	３，０００円を超える入場料を徴収して利用する場合			２３，４００円	２３，４００円	３１，２００円	７８，０００円
	各種披露宴、レセプション等に利用する場合			２８，８００円	２８，８００円	３８，４００円	９６，０００円
アリーナ	貸切利用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、文化的行事に利用する場合	６，３００円	６，３００円	８，４００円	２１，０００円
			その他催物に利用する場合（営利目的なし）	１４，１００円	１４，１００円	１８，８００円	４７，０００円
			その他催物に利用する場合（営利目的あり）	４７，１００円	４７，１００円	６２，８００円	１５７，０００円
		入場	アマチュ	１２，９０	１２，９０	１７，２０	４３，００

		料を徴収する場合	アスポーツ、文化的行事に利用する場合	０円	０円	０円	０円
			その他催物に利用する場合	１４１，７５０円	１４１，７５０円	１８９，０００円	４７２，５００円
	個人利用		一般・学生	１人１回　２２０円			
				回数券（１１回使用分）　２，２００円			
			小・中・高校生	１人１回　１００円			
				回数券（１１回使用分）　１，０００円			
柔剣道場	貸切利用			２，７００円	２，７００円	３，６００円	９，０００円
	個人利用		一般・学生	１人１回　２２０円			
				回数券（１１回使用分）　２，２００円			
			小・中・高校生	１人１回　１００円			
				回数券（１１回使用分）　１，０００円			
（略）	（略）		（略）	（略）			
会議室・研修室	（略）			（略）			
	憩いの部屋１、憩いの部屋２、水屋			１室につき１時間当たり　３００円 個人利用１室につき一般・学生１人１回　２２０円（小・中・高校生は１００円） 一般・学生　回数券（１１回使用分）２，２００円（小・中・高校生は１，０００円）			
	（略）			（略）			
	美術工作室（準備室含む。）			１時間当たり　６００円 個人利用一般・学生１人１回　２２０円（小・中・高校生は１００円） 一般・学生　回数券（１１回使用分）２，２００円（小・中・高校生は１，０００円）			
	（略）			（略）			

備考　（略）

（第７条関係）石巻市桃生文化交流会館条例の一部改正

改　　正

		料を徴収する場合	アスポーツ、文化的行事に利用する場合	０円	０円	０円	０円
			その他催物に利用する場合	９４，５００円	９４，５００円	１２６，０００円	３１５，０００円
	個人利用		一般・学生	１人１回　１５０円			
				回数券（１１回使用分）　１，５００円			
			小・中・高校生	１人１回　７０円			
				回数券（１１回使用分）　７００円			
柔剣道場	貸切利用			１，８００円	１，８００円	２，４００円	６，０００円
	個人利用		一般・学生	１人１回　１５０円			
				回数券（１１回使用分）　１，５００円			
			小・中・高校生	１人１回　７０円			
				回数券（１１回使用分）　７００円			
（略）	（略）		（略）	（略）			
会　議室・研修室	（略）			（略）			
	憩いの部屋１、憩いの部屋２、水屋			１室につき１時間当たり　３００円 個人使用１室につき一般・学生１人１回　１５０円（小・中・高校生は７０円） 一般・学生　回数券（１１回使用分）１，５００円（小・中・高校生は７００円）			
	（略）			（略）			
	美術工作室（準備室含む。）			１時間当たり　６００円 個人利用一般・学生１人１回　１５０円（小・中・高校生は７０円） 一般・学生　回数券（１１回使用分）１，５００円（小・中・高校生は７００円）			
	（略）			（略）			

備考　（略）

現　　行

別表（第７条関係）

１　入場料を徴収しない場合

区分		１回の使用料		１回を超える１時間当たりの割増料	
		昼間	夜間	昼間	夜間
ホール	貸切利用	４，５００円	４，５００円	１，１２０円	２，２５０円
	個人利用	９０円	９０円	２０円	４０円
調理室		１，５００円	１，５００円	３７０円	７５０円
研修室・会議室		１，２００円	１，２００円	３００円	６００円
創作展示室・会議室		１，７７０円	１，７７０円	４４０円	８８０円

２　入場料を徴収する場合

区分		１回の使用料		１回を超える１時間当たりの割増料	
		昼間	夜間	昼間	夜間
ホール	入場料が１，０００円以下の場合	６，７５０円	６，７５０円	１，６８０円	３，３７０円
	入場料が１，０００円を超え３，０００円以下の場合	９，７５０円	９，７５０円	２，４３０円	４，８７０円
	入場料が３，０００円を超える場合	１２，７５０円	１２，７５０円	３，１８０円	６，３７０円
調理室		３，０００円	３，０００円	７５０円	１，５００円
研修室・会議室		２，４００円	２，４００円	６００円	１，２００円
創作展示室・会議室		３，５４０円	３，５４０円	８８０円	１，７７０円

備考

１　１日を超える長期利用の場合は、市長がその都度定める。

２　昼間は午前９時から午後５時までとし、夜間は午後５時から午後９時までとする。

３　暖房を使用する場合及び特に電力を使用する場合は、それぞれの実費を徴収する。

４　１回とは、準備から後始末までを含むものとし、昼間は４時間以内とし、夜間は２時間以内とする。

５　市外の者が利用する場合は、この表に掲げる使用料の２倍に相当する額を徴収する。

別表（第７条関係）

１　施設使用料

(1)　入場料を徴収しない場合

区分		１回の使用料		１回を超える１時間当たりの割増料	
		昼間	夜間	昼間	夜間
ホール	貸切利用	３，０００円	３，０００円	７５０円	１，５００円
	個人利用	６０円	６０円	１０円	３０円
調理室		１，５００円	１，５００円	３７０円	７５０円
研修室・会議室		１，２００円	１，２００円	３００円	６００円
創作展示室・会議室		１，２００円	１，２００円	３００円	６００円

(2)　入場料を徴収する場合

区分		１回の使用料		１回を超える１時間当たりの割増料	
		昼間	夜間	昼間	夜間
ホール	１，０００円以下	４，５００円	４，５００円	１，１２０円	２，２５０円
	１，０００円を超え３，０００円以下	６，５００円	６，５００円	１，６２０円	３，２５０円
	３，０００円を超える場合	８，５００円	８，５００円	２，１２０円	４，２５０円
調理室		３，０００円	３，０００円	７５０円	１，５００円
研修室・会議室		２，４００円	２，４００円	６００円	１，２００円
創作展示室・会議室		２，４００円	２，４００円	６００円	１，２００円

２　附属設備・備品使用料

（単位：円）

名称	単位	単価
レーザーカラオケ（マイクロホン２本及びレーザーデスク含む。）	一式	２，０００
特殊照明附属設備	一式	１，０００
ピアノ（調律料使用者負担）	１台	１，０００

備考

６　営利営業行為を行う利用については、入場料を徴収する場合の表を適用する。
７　高校生以下の利用は、２分の１の額とする。ただし、昼間の市内高校生以下のホールの利用は、無料とする。
８　昼間に照明を利用した場合は、夜間料金を適用する。
９　市内の者とは申込者が市内在住者で、申込者側の団体等に半数以上の市内在住者がある者をいい、市外の者とはそれ以外の者をいう。

（第８条関係）石巻市にっこりサンパーク条例の一部改正

改　　正

別表第２（第７条関係）

１　野球場

使用料	
単位	金額
１時間につき	１，５００円

備考　（略）

２　クラブハウス

（表略）

備考

１・２　（略）

３　冷房又は暖房を使用した場合は、１時間につき３９０円を徴収する。

４　（略）

３　テニスコート

使用者区分	コート使用料（１面１時間）	照明設備使用料（１面１時間）
高校生以下	（略）	６５０円
一般	（略）	

１　１日を超える長期利用の場合は、教育委員会がその都度定める。
２　昼間は午前９時から午後５時までとし、夜間は午後５時から午後９時までとする。
３　暖房を使用する場合及び特に電力を使用する場合は、それぞれの実費を徴収する。
４　１回とは、準備から後始末までを含むものとし、昼間は４時間以内とし、夜間は２時間以内とする。
５　市外の者が利用する場合は、この表に掲げる使用料の２倍に相当する額を徴収する。
６　営利営業行為を行う利用については、入場料を徴収する場合の表を適用する。
７　高校生以下の利用は、２分の１の額とする。ただし、昼間の市内高校生以下の利用は、ホール利用は無料とする。
８　昼間に照明を利用した場合は、夜間料金を適用する。
※　市内の者とは申し込み者が市内在住者で、申込者側の団体等に半数以上の市内在住者がある者をいい、市外の者とはそれ以外の者をいう。

現　　行

別表第２（第７条関係）

１　野球場

使用料	
基本料金 （１回４時間まで）	超過料金 （１時間増すごとに）
４，０００円	１，０００円

備考　（略）

２　クラブハウス

（表略）

備考

１・２　（略）

３　冷房又は暖房を使用した場合は、１時間につき３００円を徴収する。

４　（略）

３　テニスコート

使用者区分	コート使用料 （１面１時間）	照明設備使用料 （１面１時間）
高校生以下	（略）	５００円
一般	（略）	

備考　（略）

（第９条関係）石巻市営運動場条例の一部改正

改　　正

（使用料）

第８条　使用者は、それぞれの使用に応じ、別表第１から別表第３までに定める使用料を前納しなければならない。

２　（略）

別表第１（第８条関係）

石巻野球場使用料

使用区分				使用料
グラウンド	入場料等を徴収する場合	専用使用１日につき		最高入場料又はこれに相当する料金の額に５０を乗じて得た額に、当該額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２９条第１号に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８３に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額
	入場料等を徴収しない場合	専用使用１時間当たり	一般・学生	１，０００円
			高校生	５００円
			中学生以下	２１０円
設備等	放送設備一式	１日につき		１，５６０円
	スコアボード	１日につき		２，１４０円

備考

１　「専用使用」とは、運動場を専用して使用する場合をいう。

２　使用料の額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

３　使用時間が１時間に満たないときは、１時間とする。

備考　（略）

現　　行

（使用料）

第８条　使用者は、それぞれの使用に応じ、別表第１及び別表第２に定める使用料を前納しなければならない。

２　（略）

３　飯野体育研修センターの使用料は、無料とする。

別表第１（第８条関係）

石巻野球場使用料

使用区分				使用料	備考
グラウンド	入場料等を徴収するもの	専用使用１日につき		最高入場料又はこれに相当する料金の５０人分の額に、当該額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２９条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８３に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額	１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
	入場料等を徴収しないもの	専用使用１時間当たり	一般・学生	１，０００円	１時間に満たないときは、１時間とする。
			高校生	５００円	
			中学生以下	２１０円	
設備等	放送設備一式	１日につき		１，５６０円	１日に満たないときは、１日とみなす。
	スコアボード	１日につき		２，１４０円	

注　専用使用とは、運動場を専用して使用する場合をいう。

別表第２（第８条関係）

山下屋内運動場使用料

使用区分			使用料
専用使用１時間当たり	昼間	一般・学生	６００円
		高校生	４５０円
		中学生以下	３００円
	夜間	一般・学生	８３０円
		高校生	６８０円
		中学生以下	５３０円
照明設備電気使用料１時間当たり			２３０円

備考

１　「専用使用」とは、運動場を専用して使用する場合をいう。

２　「昼間」とは、午前９時から午後６時までをいい、「夜間」とは、午後６時から午後９時までをいう。

３　使用時間が１時間に満たないときは、１時間とする。

４　夜間における使用料には、照明設備電気使用料を含むものとする。

別表第３（第８条関係）

飯野体育研修センター使用料

使用区分			使用料
専用使用１時間当たり	昼間	一般・学生	３００円
		高校生	２００円
		中学生以下	１５０円
	夜間	一般・学生	５３０円
		高校生	４３０円
		中学生以下	３８０円
照明設備電気使用料１時間当たり			２３０円

備考

１　「専用使用」とは、運動場を専用して使用する場合をいう。

２　「昼間」とは、午前９時から午後６時までをいい、「夜間」とは、午後６時から午後９時までをいう。

３　使用時間が１時間に満たないときは、１時間とする。

４　夜間における使用料には、照明設備電気使用料を含むものとする。

（第１０条関係）石巻市牡鹿清崎運動公園条例の一部改正

改　　正
別表（第４条関係）

別表第２（第８条関係）

山下屋内運動場使用料

使用区分			使用料	備考
専用使用１時間当たり	昼間	一般・学生	６００円	１時間に満たないときは、１時間とする。 夜間使用料には、照明設備電気使用料を含む。
		高校生	４５０円	
		中学生以下	３００円	
	夜間	一般・学生	８００円	
		高校生	６５０円	
		中学生以下	５００円	
照明設備電気使用料１時間当たり			２００円	

注

１　専用使用とは、運動場を専用して使用する場合をいう。

２　昼間とは、午前９時から午後６時までをいい、夜間とは、午後６時から午後９時までをいう。

現　　行
別表（第４条関係）

施設名・使用区分		使用料
野球場	一般・学生	１時間につき９００円
	高校生以下	１時間につき４５０円
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

（第１１条関係）石巻市河南室内プール条例の一部改正

改　　正

（利用料金）

第１１条　（略）

２　（略）

３　（略）

(1)・(2)　（略）

(3)　自主事業に伴う使用　月額９，７５０円

別表第１（第１１条関係）

区分			一般・学生	小・中・高校生	幼児	３歳未満
一般使用	個人	個人使用（１人１回）	９００円	４５０円	３００円	（略）
		回数券（１１枚つづり）	９，０００円	４，５００円	３，０００円	
	団体	団体使用（１人１回）	８１０円	４００円	２７０円	

備考　（略）

別表第２（第１１条関係）

区分		全面（６コース）	３コース以下	子供・幼児プール
貸切使用	午前（９：００～１２：００）	１時間につき２７，０００円	１コース当たり１時間につき４，５００円	１時間につき９，０００円
	午後（１３：００～１７：００）			
	夜間（１８：００～２１：００）	１時間につき３１，５００円	１コース当たり１時間につき５，２５０円	１時間につき１１，２５０円

施設名・使用区分		使用料
野球場	一般・学生	１時間につき６００円
	高校生以下	１時間につき３００円
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

現　　行

（利用料金）

第１１条　（略）

２　（略）

３　（略）

(1)・(2)　（略）

(3)　自主事業に伴う使用　月額６，５００円

別表第１（第１１条関係）

区分			一般・学生	小・中・高校生	幼児	３歳未満
一般使用	個人	個人使用（１人１回）	６００円	３００円	２００円	（略）
		回数券（１１枚綴）	６，０００円	３，０００円	２，０００円	
		回数券（１８枚綴）	９，０００円	４，５００円	３，０００円	
	団体	団体使用（１人１回）	５４０円	２７０円	１８０円	

備考　（略）

別表第２（第１１条関係）

区分		全面（６コース）	３コース以下	子供・幼児プール
貸切使用	午前（９：００～１２：００）	１時間につき１８，０００円	１コース当たり１時間につき３，０００円	１時間につき６，０００円
	午後（１３：００～１７：００）			
	夜間（１８：００～２１：００）	１時間につき２１，０００円	１コース当たり１時間につき３，５００円	１時間につき７，５００円

（第１２条関係）石巻市多目的ふれあい交流施設条例の一部改正

改　　正

別表第１（第９条関係）

室名	使用区分＼日時区分		午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	全日
ホール	入場料を徴収しない場合		８，２００円	８，２００円	１０，９００円	２７，３００円
	入場料を徴収する場合	入場料が１，０００円以下の場合	１２，７００円	１２，７００円	１７，１００円	４２，５００円
		入場料が１，０００円を超え３，０００円以下の場合	１８，２００円	１８，２００円	２４，３００円	６０，７００円
		入場料が３，０００円を超える場合	２３，７００円	２３，７００円	３１，５００円	７８，９００円
	営利を目的とする場合（商品等の販売、宣伝等）		２３，７００円	２３，７００円	３１，５００円	７８，９００円
（略）			（略）	（略）	（略）	（略）
楽屋兼練習室１			７６０円	７６０円	１，０３０円	２，５５０円
楽屋兼練習室２			７６０円	７６０円	１，０３０円	２，５５０円
（略）			（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

別表第２（第９条関係）

室名	使用区分＼日時区分			午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	全日
アリー	一般使	小　・	１人１回				１００円

現　　行

別表第１（第９条関係）

室名	使用区分＼日時区分		午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	全日
ホール	入場料を徴収しない場合		８，１００円	８，１００円	１０，８００円	２７，０００円
	入場料を徴収する場合	１，０００円以下	１２，６００円	１２，６００円	１６，８００円	４２，０００円
		１，０００円を超え３，０００円以下	１８，０００円	１８，０００円	２４，０００円	６０，０００円
		３，０００円を超える場合	２３，４００円	２３，４００円	３１，２００円	７８，０００円
	営利を目的とする場合（商品等の販売・宣伝等）		２３，４００円	２３，４００円	３１，２００円	７８，０００円
（略）			（略）	（略）	（略）	（略）
楽屋兼練習室１			５８０円	５８０円	７９０円	１，９５０円
楽屋兼練習室２			５８０円	５８０円	７９０円	１，９５０円
（略）			（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

別表第２（第９条関係）

室名	使用区分＼日時区分			午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	全日
アリー	一般使	小　・	１人１回				７０円

ナ	用	中・高校生	回数券（１１回使用分）				１，０００円	
		一般・学生	１人１回				２２０円	
			回数券（１１回使用分）				２，２００円	
	貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツの競技会等に使用する場合		９，４５０円	９，４５０円	１２，６００円	３１，５００円
			その他の催物に使用する場合	営利を目的としない場合	２１，１５０円	２１，１５０円	２８，２００円	７０，５００円
				営利を目的とする場合	７０，６５０円	７０，６５０円	９４，２００円	２３５，５００円
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ、その他の催物で営利を目的としない場合		１９，３５０円	１９，３５０円	２５，８００円	６４，５００円
			営利を目的とする場合		１４１，７５０円	１４１，７５０円	１８９，０００円	４７２，５００円
（略）	（略）	（略）	（略）		（略）			

備考　（略）

別表第３（第９条関係）

室名	使用区分＼日時区分	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	全日
大会議	通常	３，４９０円	３，４９０円	４，６７０円	１１，６５０

ナ	用	中・高校生	回数券（１１回使用分）				７００円	
		一般・学生	１人１回				１５０円	
			回数券（１１回使用分）				１，５００円	
	貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツの競技会等に使用する場合		６，３００円	６，３００円	８，４００円	２１，０００円
			その他の催物に使用する場合	営利を目的としない場合	１４，１００円	１４，１００円	１８，８００円	４７，０００円
				営利を目的とする場合	４７，１００円	４７，１００円	６２，８００円	１５７，０００円
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ、その他の催物で営利を目的としない場合		１２，９００円	１２，９００円	１７，２００円	４３，０００円
			営利を目的とする場合		９４，５００円	９４，５００円	１２６，０００円	３１５，０００円
（略）	（略）	（略）	（略）		（略）			

備考　（略）

別表第３（第９条関係）

室名	使用区分＼日時区分	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	全日
大会議	通常	３，３７０円	３，３７０円	４，５１０円	１１，２５０

室１～３					円
	営利目的の場合	１０，４７０円	１０，４７０円	１４，０１０円	３４，９５０円
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
視聴覚コーナー	通常	１，０５０円	１，０５０円	１，４１０円	３，５１０円
	営利目的の場合	３，１５０円	３，１５０円	４，２３０円	１０，５３０円
多目的室（工房）	通常	７００円	７００円	９６０円	２，３６０円
	営利目的の場合	２，１００円	２，１００円	２，８８０円	７，０８０円
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
和室１～３	通常	１，７８０円	１，７８０円	２，３９０円	５，９５０円
	営利目的の場合	５，３４０円	５，３４０円	７，１７０円	１７，８５０円
和室１	通常	７６０円	７６０円	１，０３０円	２，５５０円
	営利目的の場合	２，２８０円	２，２８０円	３，０９０円	７，６５０円
和室２	通常	５１０円	５１０円	６８０円	１，７００円
	営利目的の場合	１，５３０円	１，５３０円	２，０４０円	５，１００円
和室３	通常	５１０円	５１０円	６８０円	１，７００円
	営利目的の場合	１，５３０円	１，５３０円	２，０４０円	５，１００円
小会議室	通常	５４０円	５４０円	７２０円	１，８００円
	営利目的の場合	１，６２０円	１，６２０円	２，１６０円	５，４００円
相談室	通常	１５０円	１５０円	１５０円	４５０円
	営利目的の場合	４５０円	４５０円	４５０円	１，３５０円
ギャラリー	通常	１５０円	１５０円	１５０円	４５０円
	営利目的の場合	４５０円	４５０円	４５０円	１，３５０円
ロビー	通常	２，７２０円	２，７２０円	３，６３０円	９，０７０円
	営利目的の場合	８，１６０円	８，１６０円	１０，８９０円	２７，２１０円
カフェ	通常（１回）	４５０円	４５０円	４５０円	１，３５０円

室１～３					円
	営利目的の場合	１０，１１０円	１０，１１０円	１３，５３０円	３３，７５０円
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
視聴覚コーナー	通常	８５０円	８５０円	１，１５０円	２，８５０円
	営利目的の場合	２，５５０円	２，５５０円	３，４５０円	８，５５０円
多目的室（工房）	通常	５８０円	５８０円	７９０円	１，９５０円
	営利目的の場合	１，７４０円	１，７４０円	２，３７０円	５，８５０円
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
和室１～３	通常	１，２１０円	１，２１０円	１，６３０円	４，０５０円
	営利目的の場合	３，６３０円	３，６３０円	４，８９０円	１２，１５０円
和室１	通常	５８０円	５８０円	７９０円	１，９５０円
	営利目的の場合	１，７４０円	１，７４０円	２，３７０円	５，８５０円
和室２	通常	３６０円	３６０円	４８０円	１，２００円
	営利目的の場合	１，０８０円	１，０８０円	１，４４０円	３，６００円
和室３	通常	３６０円	３６０円	４８０円	１，２００円
	営利目的の場合	１，０８０円	１，０８０円	１，４４０円	３，６００円
小会議室	通常	３６０円	３６０円	４８０円	１，２００円
	営利目的の場合	１，０８０円	１，０８０円	１，４４０円	３，６００円
相談室	通常	１００円	１００円	１００円	３００円
	営利目的の場合	３００円	３００円	３００円	９００円
ギャラリー	通常	１００円	１００円	１００円	３００円
	営利目的の場合	３００円	３００円	３００円	９００円
ロビー	通常	２，２９０円	２，２９０円	３，０７０円	７，６５０円
	営利目的の場合	６，９５０円	６，９５０円	９，０５０円	２２，９５０円
カフェ	通常（１回）	３００円	３００円	３００円	９００円

	営利目的（１回）	９００円	９００円	９００円	２，７００円
	長期使用	３月以上６月未満（週４日以上営業に限る。）		１月当たり	２７，０００円
		６月以上１２月未満（週４日以上営業に限る。）		１月当たり	２１，６００円
		１年以上２年以内（週４日以上営業に限る。）		１月当たり	１８，９００円

備考　（略）

（第１３条関係）石巻市桃生スポーツ施設条例の一部改正

改　　正

別表（第６条関係）

（単位：円）

野球場			野外活動センター（１回（１泊）につき）	テニスコート１コート１時間当たり	多目的グラウンド１時間につき	相撲場１時間につき
グラウンド（１時間当たり）	放送設備（１時間当たり）	スコアボード遠隔装置（１時間当たり）				
１，５００	（略）	（略）	個人　１５０ 団体　１２０	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

（第１４条関係）石巻市桃生武道館条例の一部改正

改　　正

別表（第５条関係）

区分	１回の使用料	１回を超える１時間当たりの割増料
昼間	４，５００円	１，１２０円
夜間	４，５００円	２，２５０円

備考　（略）

（第１５条関係）石巻市多目的研修センター条例の一部改正

	営利目的（１回）	６００円	６００円	６００円	１，８００円
	長期使用	３月以上６月未満（週４日以上営業に限る。）		１月当たり	１８，０００円
		６月以上１２月未満（週４日以上営業に限る。）		１月当たり	１４，４００円
		１年以上２年以内（週４日以上営業に限る。）		１月当たり	１２，６００円

備考　（略）

現　　行

別表（第６条関係）

（単位：円）

野球場			野外活動センター（１回（１泊）につき）	テニスコート１コート１時間当たり	多目的グラウンド１時間につき	相撲場１時間につき
グラウンド（１時間当たり）	放送設備（１時間当たり）	スコアボード遠隔装置（１時間当たり）				
１，０００	（略）	（略）	個人　１００ 団体　８０	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

現　　行

別表（第５条関係）

区分	１回の使用料	１回を超える１時間当たりの割増料
昼間	３，０００円	７５０円
夜間	３，０００円	１，５００円

備考　（略）

改　　正

別表（第３条、第６条関係）

区分	単位	使用料
全館	１時間につき	７００円
（略）	（略）	

備考　（略）

（第１６条関係）石巻市河南老人福祉センター条例の一部改正

改　　正

別表（第６条、第８条関係）

区分	使用料		
	昼間１時間当たり	夜間１時間当たり	合宿研修（１人１泊）
栄養指導室	３２０円	４８０円	９４０円
教養娯楽室	３２０円	４８０円	
健康相談室	３２０円	４８０円	
工作室	３２０円	４８０円	
集会及び運動指導室	１，１１０円	２，８３０円	
生活相談室	１７０円	５７０円	
図書室	３２０円	４８０円	
（略）	（略）		

備考　（略）

（第１７条関係）石巻市老人憩の家条例の一部改正

改　　正

別表第２（第５条、第７条関係）

区分	単位	使用料
（略）	（略）	（略）
暖房料	１時間につき	２４０円

備考　（略）

（第１８条関係）石巻市いきいきふれあい交流センター条例の一部改正

改　　正

現　　行

別表（第３条、第６条関係）

区分	単位	使用料
全館	１時間につき	６００円
（略）	（略）	

備考　（略）

現　　行

別表（第６条、第８条関係）

区分	使用料		
	昼間１時間当たり	夜間１時間当たり	合宿研修（１人１泊）
栄養指導室	３１０円	４７０円	６３０円
教養娯楽室	３１０円	４７０円	
健康相談室	３１０円	４７０円	
工作室	３１０円	４７０円	
集会及び運動指導室	７４０円	１，８９０円	
生活相談室	１４０円	４７０円	
図書室	３１０円	４７０円	
（略）	（略）		

備考　（略）

現　　行

別表第２（第５条、第７条関係）

区分	単位	使用料
（略）	（略）	（略）
暖房料	１時間につき	２００円

備考　（略）

現　　行

別表（第４条、第７条関係）

区分	単位	使用料
全館	１時間につき	９２０円
（略）	（略）	（略）
暖房料	１時間につき	２３０円

備考　（略）

（第１９条関係）石巻市診療所条例の一部改正

改　　正
（使用料及び手数料） 第５条　（略） ２～４　（略） ５　（略） (1)　普通診断書　１通につき　３，３００円 (2)　（略） (3)　特殊診断書　１通につき　８，８００円 (4)～(8)　（略）

（第２０条関係）石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部改正

改　　正
（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等） 第２６条　（略） (1)　一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料　１件につき　１２，１００円 (2)　一般廃棄物処分業許可申請手数料　１件につき　１２，１００円 (3)　一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料　１件につき　１２，１００円 (4)　一般廃棄物処分業許可更新申請手数料　１件につき　１２，１００円 (5)　一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料　１件につき　１２，１００円 (6)　一般廃棄物処分業変更許可申請手数料　１件につき　１２，１００円 (7)　浄化槽清掃業許可申請手数料　１件につき　１２，１００円 (8)　一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料　１件につき　４，０００円 (9)　一般廃棄物処分業許可証再交付手数料　１件につき　４，０００円 (10)　浄化槽清掃業許可証再交付手数料　１件につき　４，０００円

別表（第４条、第７条関係）

区分	単位	使用料
全館	１時間につき	６８０円
（略）	（略）	（略）
暖房料	１時間につき	２００円

備考　（略）

現　　行
（使用料及び手数料） 第５条　（略） ２～４　（略） ５　（略） (1)　普通診断書　１通につき２，２００円 (2)　（略） (3)　特殊診断書　１通につき５，５００円 (4)～(8)　（略）

現　　行
（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等） 第２６条　（略） (1)　一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料　１件につき　１０，０００円 (2)　一般廃棄物処分業許可申請手数料　１件につき　１０，０００円 (3)　一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料　１件につき　１０，０００円 (4)　一般廃棄物処分業許可更新申請手数料　１件につき　１０，０００円 (5)　一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料　１件につき　１０，０００円 (6)　一般廃棄物処分業変更許可申請手数料　１件につき　１０，０００円 (7)　浄化槽清掃業許可申請手数料　１件につき　１０，０００円 (8)　一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料　１件につき　３，０００円 (9)　一般廃棄物処分業許可証再交付手数料　１件につき　３，０００円 (10)　浄化槽清掃業許可証再交付手数料　１件につき　３，０００円

（第２１条関係）石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例の一部改正

改　　正

別表（第６条関係）

(1)　個人利用

区分		単位等	金額
全館	小・中・高校生	１回	１００円
	一般・学生	１回	２２０円

(2)　貸切利用

利用区分＼時間区分				午前	午後	夜間	全日
				午前９時～午後１時	午後１時～午後５時	午後５時～午後９時	午前９時～午後９時
主競技場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツで利用する場合		９，４５０円	９，４５０円	１２，６００円	３１，５００円
		その他の催物で利用する場合	営利を目的としない場合	２１，１５０円	２１，１５０円	２８，２００円	７０，５００円
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツで利用する場合		１９，３５０円	１９，３５０円	２５，８００円	６４，５００円
		その他の催物で利用する場合		１４１，７５０円	１４１，７５０円	１８９，０００円	４７２，５００円
（略）				（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

（第２２条関係）石巻市河南農村環境改善センター条例の一部改正

改　　正

別表（第７条関係）

区分	使用料		
	昼間１時間当たり	夜間１時間当たり	合宿研修（１人１泊）
多目的ホール	（略）	（略）	
調理実習室	（略）	（略）	
営農談話室	（略）	（略）	
第１生活改善研修室	（略）	（略）	９４０円

現　　行

別表（第６条関係）

(1)　個人利用

区分		単位等	金額
全館	小・中・高校生	１回	７０円
	一般・学生	１回	１５０円

(2)　貸切利用

利用区分＼時間区分				午前	午後	夜間	全日
				午前９時～午後１時	午後１時～午後５時	午後５時～午後９時	午前９時～午後９時
主競技場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツで利用する場合		６，３００円	６，３００円	８，４００円	２１，０００円
		その他の催物で利用する場合	営利を目的としない場合	１４，１００円	１４，１００円	１８，８００円	４７，０００円
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツで利用する場合		１２，９００円	１２，９００円	１７，２００円	４３，０００円
		その他の催物で利用する場合		９４，５００円	９４，５００円	１２６，０００円	３１５，０００円
（略）				（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

現　　行

別表（第７条関係）

区分	使用料		
	昼間１時間当たり	夜間１時間当たり	合宿研修（１人１泊）
多目的ホール	（略）	（略）	
調理実習室	（略）	（略）	
営農談話室	（略）	（略）	
第１生活改善研修室	（略）	（略）	６３０円

第２生活改善研修室	（略）	（略）	
農事研修会議室	（略）	（略）	
小集会室	（略）	（略）	
全室	（略）	（略）	
（略）	（略）		

備考　（略）

（第２３条関係）石巻市河南広渕農業担い手センター条例の一部改正

改　　正

別表（第７条、第１０条関係）

区分	単位		使用料
全室	午前の部	１回につき	１，３５０円
	午後の部	１回につき	１，３５０円
	夜間の部	１回につき	２，７００円
暖房料		１回につき	１，０３０円

備考　（略）

（第２４条関係）石巻市桃生寺崎農業担い手センター条例の一部改正

改　　正

別表（第４条、第７条関係）

区分	単位		使用料
全館		１回につき	１８，１４０円
舞台・大広間	昼間	１時間につき	１，５２０円
	夜間	１時間につき	１，８２０円
（略）	（略）	（略）	（略）
暖房料		１時間につき	５１０円
屋外照明		１時間につき	１，１５０円

備考　（略）

（第２５条関係）石巻市河南鹿又農業研修センター条例の一部改正

改　　正

別表（第７条、第１０条関係）

区分	単位	使用料

第２生活改善研修室	（略）	（略）	
農事研修会議室	（略）	（略）	
小集会室	（略）	（略）	
全室	（略）	（略）	
（略）	（略）		

備考　（略）

現　　行

別表（第７条、第１０条関係）

区分	単位		使用料
全室	午前の部	１回につき	９００円
	午後の部	１回につき	９００円
	夜間の部	１回につき	１，８００円
暖房料		１回につき	８００円

備考　（略）

現　　行

別表（第４条、第７条関係）

区分	単位		使用料
全館		１回につき	１５，０００円
舞台・大広間	昼間	１時間につき	１，５００円
	夜間	１時間につき	１，８００円
（略）	（略）	（略）	（略）
暖房料		１時間につき	４００円
屋外照明		１時間につき	１，０００円

備考　（略）

現　　行

別表（第７条、第１０条関係）

区分	単位	使用料

全室	午前の部	１回につき	２，０４０円
	午後の部	１回につき	２，０４０円
	夜間の部	１回につき	４，０８０円
暖房料		１回につき	１，０３０円

備考　（略）

（第２６条関係）石巻市河南山根中埣転作推進集落センター条例の一部改正

改　　正

別表（第４条、第７条関係）

区分	単位	使用料
全館	１回につき	１，８４０円
暖房料	１回につき	１，０３０円

備考　（略）

（第２７条関係）石巻市河南須江中埣構造改善センター条例の一部改正

改　　正

別表（第４条、第７条関係）

区分	単位	使用料
（略）	（略）	（略）
小会議室	１回につき	３７０円
暖房料	１回につき	１，０３０円

備考　（略）

（第２８条関係）石巻市河南旭山農業体験実習館条例の一部改正

改　　正

別表（第８条関係）

区分	単位		使用料		
			小中学生	青年	一般
研修室兼宿泊室	宿泊研修	１人１泊	９４０円	１，１７０円	１，４１０円
	昼間	１時間当たり	２２０円	４６０円	６９０円
	夜間	１時間当たり	４６０円	６９０円	９４０円
多目的研修室	昼間	１時間当たり	１６０円	３３０円	５００円
	夜間	１時間当たり	３３０円	５００円	６８０円

全室	午前の部	１回につき	１，３６０円
	午後の部	１回につき	１，３６０円
	夜間の部	１回につき	２，７２０円
暖房料		１回につき	８００円

備考　（略）

現　　行

別表（第４条、第７条関係）

区分	単位	使用料
全館	１回につき	１，２３０円
暖房料	１回につき	８００円

備考　（略）

現　　行

別表（第４条、第７条関係）

区分	単位	使用料
（略）	（略）	（略）
小会議室	１回につき	３２０円
暖房料	１回につき	８００円

備考　（略）

現　　行

別表（第８条関係）

区分	単位		使用料		
			小中学生	青年	一般
研修室兼宿泊室	宿泊研修	１人１泊	６３０円	７８０円	９４０円
	昼間	１時間当たり	１５０円	３１０円	４６０円
	夜間	１時間当たり	３１０円	４６０円	６３０円
多目的研修室	昼間	１時間当たり	１５０円	３１０円	４６０円
	夜間	１時間当たり	３１０円	４６０円	６３０円

（略）	（略）

備考　（略）

（第２９条関係）石巻市生活改善施設等設置に関する条例の一部改正

改　　正

別表（第４条、第７条関係）

施設名	利用区分	単位	使用料
石巻市河北中野林業センター	全館	１時間につき	１，１２０円
	１室	１時間につき	６７０円
	暖房料	１時間につき	２３０円
石巻市河北林業総合センター	全館	１時間につき	７５０円
	１室	１時間につき	４５０円
	暖房料	１時間につき	２３０円

備考　（略）

（第３０条関係）石巻市営牧場条例の一部改正

改　　正

別表（第４条関係）

石巻市営牧場使用料

	畜種	月齢	１日１頭当たり	
			市内の者	市外の者
石巻市河北上品山牧場	乳用牛	生後６箇月以上１６箇月未満	４２０円	
		生後１６箇月以上	４８０円	
	肉用牛	生後６箇月以上１６箇月未満	３４０円	
		生後１６箇月以上	３７０円	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

（第３１条関係）石巻市道の駅「上品の郷」条例の一部改正

改　　正

別表第１（第１０条関係）

温泉保養施設利用料金

区分		利用料金

（略）	（略）

備考　（略）

現　　行

別表（第４条、第７条関係）

利用区分	単位	使用料
全館	１時間につき	７５０円
１室	１時間につき	４５０円
暖房料	１時間につき	２００円

備考　（略）

現　　行

別表（第４条関係）

石巻市営牧場使用料

	畜種	月齢	１日１頭当たり	
			市内の者	市外の者
石巻市河北上品山牧場	乳用牛	生後６箇月以上１６箇月未満	２８０円	
		生後１６箇月以上	３２０円	
	肉用牛	生後６箇月以上１６箇月未満	２３０円	
		生後１６箇月以上	２５０円	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

現　　行

別表第１（第１０条関係）

温泉保養施設利用料金

区分	利用料金

入浴	一般		１，１７０円
	小・中学生		４９０円
入浴割引回数券（１１回券）	一般		１１，７００円
小休憩室	１時間につき	（略）	（略）
		１２畳間	７９０円

備考　（略）

別表第２（第１０条関係）

地域振興施設等利用料金

区分		利用料金
地域振興施設 （アウトテナントを除く。）	１平方メートル１月につき	５，８５０円
地域振興施設 （アウトテナント）	１平方メートル１月につき	５，２５０円
温泉保養施設	１平方メートル１月につき	５，８５０円
厨房施設	１平方メートル１月につき	５，８５０円
屋外販売等スペース	１平方メートル１日につき	４，３９０円
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

（第３２条関係）石ノ森萬画館条例の一部改正

改　　正
（開館時間及び休館日） 第３条　（略） ２　（略） ３　企画展示室の利用時間は、３月から１１月までの期間においては午前９時から午後６時までとし、１月、２月及び１２月の期間においては午前９時から午後５時までとする。 ４・５　（略） （指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料等の徴収等） 第１３条　（略） ２　前項の場合にあっては、第４条第１項及び第４項並びに第５条から第９条までの規定を準用する。この場合において、第４条第１項及び第４項並びに第５条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第６条第１項中「料金（以下「利用料金」という。）

入浴	一般		７８０円
	小・中学生		３３０円
入浴割引回数券（１１回券）	一般		７，８００円
小休憩室	１時間につき	（略）	（略）
		１２畳間	７８０円

備考　（略）

別表第２（第１０条関係）

地域振興施設等利用料金

区分		利用料金
地域振興施設 （アウトテナントを除く。）	１平方メートル１月につき	３，９００円
地域振興施設 （アウトテナント）	１平方メートル１月につき	３，５００円
温泉保養施設	１平方メートル１月につき	３，９００円
厨房施設	１平方メートル１月につき	３，９００円
屋外販売等スペース	１平方メートル１日につき	３，０００円
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

現　　行

（開館時間及び休館日）

第３条　（略）

２　（略）

３　次に掲げる萬画館の施設の利用時間は、次のとおりとする。

施設名	利用時間	
企画展示室	３月から１１月まで	午前９時から午後６時まで
	１月、２月及び１２月	午前９時から午後５時まで
映像ホール	午後６時から午後９時まで	
研修室	午前９時から午後９時まで	

４・５　（略）

（指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料等の徴収等）

第１３条　（略）

２　前項の場合にあっては、第４条第１項及び第４項並びに第５条から第９条までの規定を準用する。この場合において、第４条第１項及び第４項並びに第５条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第６条第１項中「料金（以下「利用料金」という。）

を指定管理者」とあるのは「使用料を市長」と、同条第４項、第７条及び第８条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第９条第１項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第２中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

別表第２（第５条、第６条関係）

施設名	単位	利用料金
企画展示室	１日につき	２５，５００円

（第３３条関係）石巻市桃生植立山公園条例の一部改正

改　　正
別表第１（第６条関係） 施設使用料

施設名	単位	金額
ソフトボール場	１時間につき	９００円
（略）	（略）	（略）
パークゴルフ場	個人１日につき	４４０円
	団体１日につき１人	３９０円
	回数券（１１枚つづり）	４，４００円

備考　（略）

（第３４条関係）石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例の一部改正

改　　正
別表第２（第６条関係）

種類	単位	使用料	備考
個別サイト	電源付きサイト１泊	９，１６０円	定員５人 超過料金は１人７５０円
	サイトＡ　１泊	６，１００円	
	サイトＢ　１泊	４，５７０円	
フリーサイト	日帰り利用大人１人	４５０円	
	日帰り利用小人１人	１５０円	
	テント　１張　１泊	４，５７０円	
（略）	（略）	（略）	（略）

を指定管理者」とあるのは「使用料を市長」と、同条第４項、第７条及び第８条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第９条第１項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

別表第２（第５条、第６条関係）

区分	料金
映像ホール（１日当たり）	７，０００円
研修室（１日当たり）	１９，０００円
企画展示室（１日当たり）	１７，０００円
設備器具（１件１回当たり）	２，０００円

現　　行

別表第１（第６条関係）

施設使用料

施設名	単位	金額
ソフトボール場	１時間につき	６００円
（略）	（略）	（略）
パークゴルフ場	個人１日につき	３００円
	団体１日につき一人	２７０円
	回数券（１１枚綴り）	３，０００円

備考　（略）

現　　行

別表第２（第６条関係）

種類	単位	使用料	備考
個別サイト	電源付きサイト１泊	６，１１０円	定員５人
	サイトＡ　１泊	４，０７０円	超過料金は１人５００円
	サイトＢ　１泊	３，０５０円	
フリーサイト	日帰り利用大人１人	３００円	
	日帰り利用小人１人	１００円	
	テント　１張　１泊	３，０５０円	
（略）	（略）	（略）	（略）

ケビン	A棟　1泊 （定員5人）　休憩	２２，９００円 ６，１００円	宿泊は午後2時から午前１０時まで。休憩は午前１０時から午後2時まで 宿泊時の超過料金は１人３，８１０円。休憩時の超過料金は１人７５０円
	B棟　1泊 （定員８人）　休憩	３３，６００円 ９，１６０円	
冬季加算	１棟（１泊・休憩）	１，５１０円	

（第３５条関係）石巻市都市公園条例の一部改正

改　　正

別表第２（第６条、第１０条関係）

１・２　（略）

３　第２条第１項各号に掲げる行為をする場合の使用料

区分		単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為		１人１日につき	１６０円
業として行う写真の撮影		写真機１台につき１日	１，１２０円
業として行う映画及びテレビの撮影		撮影機１台につき１日	３，３８０円
第２条第１項第３号に掲げる行為（興行行為）		１平方メートル１日につき	５１円
第２条第１項第４号に掲げる行為	日をもって許可するもの	１平方メートル１日につき	７円
	月をもって許可するもの	１平方メートル１日につき	５６円

４　有料公園施設を使用する場合の使用料

ア　石巻市民球場

区分			単位	金額
グラウンド	一般		１時間につき	３，６００円
	大学生		１時間につき	２，７００円
	高校生		１時間につき	１，８００円
	中学生以下		１時間につき	９００円
	（略）		（略）	（略）
施設・設備等	（略）		（略）	（略）
	夜間照明設備	全灯	１時間につき	５，８９０円
		３分の２灯	１時間につき	３，９３０円

ケビン	A棟　1泊 （定員５人）　休憩	１５，２７０円 ４，０７０円	宿泊は午後２時から午前１０時まで。休憩は午前１０時から午後２時まで。 宿泊時の超過料金は１人２，５４０円。休憩時の超過料金は１人５００円
	B棟　1泊 （定員８人）　休憩	２２，４００円 ６，１１０円	
冬季加算	１棟（１泊・休憩）	１，０１０円	

現　　行

別表第２（第６条、第１０条関係）

１・２　（略）

３　第２条第１項各号に掲げる行為をする場合の使用料

区分		単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為		１人１日につき	１５０円
業として行う写真の撮影		写真機１台につき１日	１，０１０円
業として行う映画及びテレビの撮影		撮影機１台につき１日	３，０５０円
第２条第１項第３号に掲げる行為（興行行為）		１平方メートル１日につき	４６円
第２条第１項第４号に掲げる行為	日をもって許可するもの	１平方メートル１日につき	６円
	月をもって許可するもの	１平方メートル１日につき	５１円

４　有料公園施設を使用する場合の使用料

ア　石巻市民球場

区分			単位	金額
グラウンド	一般		１時間につき	２，４００円
	大学生		１時間につき	１，８００円
	高校生		１時間につき	１，２００円
	中学生以下		１時間につき	６００円
	（略）		（略）	（略）
施設・設備等	（略）		（略）	（略）
	夜間照明設備	全灯	１時間につき	４，５００円
		３分の２灯	１時間につき	３，０００円

	（略）	（略）	（略）
	会議室	１時間につき	９００円
	冷暖房設備（１室当たり）	１時間につき	２６０円
	（略）	（略）	（略）

イ　石巻フットボール場

区分		単位	金額
グラウンド	一般	１時間につき	３，７６０円
	大学生	１時間につき	２，８２０円
	高校生	１時間につき	１，８８０円
	中学生以下	１時間につき	９４０円
	（略）	（略）	（略）
施設・設備等	（略）	（略）	（略）
	放送設備１式	１時間につき	４５０円
	本部室	１時間につき	９００円
	冷暖房設備（１室当たり）	１時間につき	２６０円
	（略）	（略）	（略）

ウ　ふれあいグラウンド

区分	単位		金額
一般	１時間につき	全面	２，１６０円
大学生	１時間につき	全面	１，６２０円
高校生	１時間につき	全面	１，０８０円
中学生以下	１時間につき	全面	５４０円

エ　フットサルコート

区分		単位	金額
（略）	（略）	（略）	（略）
施設・設備等	夜間照明設備	１時間につき	６５０円

オ　フットボールフィールド

区分		単位	金額
第１フィールド 第２フィールド	一般	１時間につき	３，０００円
	大学生	１時間につき	２，２５０円
	高校生	１時間につき	１，５００円
	中学生以下	１時間につき	７５０円
施設・設備等	夜間照明設備	１時間につき	３，２７０円
	（略）	（略）	（略）

カ　テニスコート

区分		単位	金額

	（略）	（略）	（略）
	会議室	１時間につき	６００円
	冷暖房設備（１室当たり）	１時間につき	２００円
	（略）	（略）	（略）

イ　石巻フットボール場

区分		単位	金額
グラウンド	一般	１時間につき	２，８８０円
	大学生	１時間につき	２，１６０円
	高校生	１時間につき	１，４４０円
	中学生以下	１時間につき	７２０円
	（略）	（略）	（略）
施設・設備等	（略）	（略）	（略）
	放送設備１式	１時間につき	３００円
	本部室	１時間につき	６００円
	冷暖房設備（１室当たり）	１時間につき	２００円
	（略）	（略）	（略）

ウ　ふれあいグラウンド

区分	単位		金額
一般	１時間につき	全面	１，４４０円
大学生	１時間につき	全面	１，０８０円
高校生	１時間につき	全面	７２０円
中学生以下	１時間につき	全面	３６０円

エ　フットサルコート

区分		単位	金額
（略）	（略）	（略）	（略）
施設・設備等	夜間照明設備	１時間につき	５００円

オ　フットボールフィールド

区分		単位	金額
第１フィールド 第２フィールド	一般	１時間につき	２，０３０円
	大学生	１時間につき	１，５２０円
	高校生	１時間につき	１，０１０円
	中学生以下	１時間につき	５００円
施設・設備等	夜間照明設備	１時間につき	２，５００円
	（略）	（略）	（略）

カ　テニスコート

区分		単位	金額

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
施設・設備等	夜間照明設備	１時間につき	１面	６５０円

キ　（略）

ク　多目的フィールド

区分	単位		金額
一般	１時間につき	全面	２，１６０円
大学生	１時間につき	全面	１，６２０円
高校生	１時間につき	全面	１，０８０円
中学生以下	１時間につき	全面	５４０円

ケ　その他の有料公園施設

区分			単位	金額
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
河南中央公園	野球場		１時間につき	１，５００円
（略）	（略）		（略）	（略）
追波川河川運動公園	野球場（１球場につき）	一般・大学生	１時間につき	９００円
		高校生以下	１時間につき	４５０円
	（略）	（略）	（略）	（略）
河南中央公園野球場	夜間照明設備	全灯	１時間につき	３，１９０円
		半灯	１時間につき	１，５９０円
	管理棟（放送設備及び電光表示装置含む。）		１時間につき	７３０円

５　（略）

備考　（略）

（第３６条関係）石巻市牡鹿交流センター条例の一部改正

改　　正

別表第１（第９条関係）

一般使用

区分		一般・学生	小・中・高校生	幼児	３歳未満
個人使用（１回券）	全館（室内プール・トレーニングルーム・入浴施設）	１，０５０円	５２０円	３４０円	（略）
	室内プール	９００円	４５０円	３００円	（略）
	トレーニングルーム	２２０円	１００円	／	（略）

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
施設・設備等	夜間照明設備	１時間につき	１面	５００円

キ　（略）

ク　多目的フィールド

区分	単位		金額
一般	１時間につき	全面	１，４４０円
大学生	１時間につき	全面	１，０８０円
高校生	１時間につき	全面	７２０円
中学生以下	１時間につき	全面	３６０円

ケ　その他の有料公園施設

区分			単位	金額
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
河南中央公園	野球場		１時間につき	１，０００円
（略）	（略）		（略）	（略）
追波川河川運動公園	野球場（１球場につき）	一般・大学生	１時間につき	６００円
		高校生以下	１時間につき	３００円
	（略）	（略）	（略）	（略）
河南中央公園野球場	夜間照明設備	全灯	１時間につき	２，４４０円
		半灯	１時間につき	１，２２０円
	管理棟（放送設備及び電光表示装置含む。）		１時間につき	４９０円

５　（略）

備考　（略）

現　　行

別表第１（第９条関係）

一般使用

区分		一般・学生	小・中・高校生	幼児	３歳未満
個人使用（１回券）	全館（室内プール・トレーニングルーム・入浴施設）	７００円	３５０円	２３０円	（略）
	室内プール	６００円	３００円	２００円	（略）
	トレーニングルーム	１５０円	７０円	／	（略）

	入浴施設	７５０円	３７０円	１８０円	（略）
個人使用（回数券（１１回分））	全館（室内プール・トレーニングルーム・入浴施設）	１０，５００円	５，２００円	３，４００円	（略）
	室内プール	９，０００円	４，５００円	３，０００円	（略）
	トレーニングルーム	２，２００円	１，０００円	／	（略）
	入浴施設	７，５００円	３，７００円	１，８００円	（略）
団体使用	室内プール団体使用（１人１回）	８１０円	４００円	２７０円	（略）

備考　（略）

別表第２（第９条関係）

貸切使用

区分		全面（４コース）	２コース以下	子供・幼児プール
室内プール	午前（１０時～正午）	１時間につき１８，０００円	１コース当たり１時間につき４，５００円	１時間につき６，７５０円
	午後（１時～５時）			
	夜間（６時～９時）	１時間につき２２，５００円	１コース当たり１時間につき５，６２０円	１時間につき９，０００円

（第３７条関係）石巻市有機センター条例の一部改正

改　　正
（搬入料金） 第６条　（略） ２　（略）

種別	搬入料金
家畜ふん（１トン当たり）	３，１６０円
（略）	（略）

（肥料料金）

	入浴施設	５００円	２５０円	１２０円	（略）
個人使用（回数券（１１回分））	全館（室内プール・トレーニングルーム・入浴施設）	７，０００円	３，５００円	２，３００円	（略）
	室内プール	６，０００円	３，０００円	２，０００円	（略）
	トレーニングルーム	１，５００円	７００円	／	（略）
	入浴施設	５，０００円	２，５００円	１，２００円	（略）
団体使用	室内プール団体使用（１人１回）	５４０円	２７０円	１８０円	（略）

備考　（略）

別表第２（第９条関係）

貸切使用

区分		全面（４コース）	２コース以下	子供・幼児プール
室内プール	午前（１０時～正午）	１時間につき１２，０００円	１コース当たり１時間につき３，０００円	１時間につき４，５００円
	午後（１時～５時）			
	夜間（６時～９時）	１時間につき１５，０００円	１コース当たり１時間につき３，７５０円	１時間につき６，０００円

現　　行

（搬入料金）

第６条　（略）

２　（略）

種別		搬入料金
家畜ふん（１トン当たり）	含水率８１パーセント以上	３，０００円
	含水率５１パーセント以上８０パーセント以下	２，２５０円
	含水率５０パーセント以下	１，５００円
（略）		（略）

（肥料料金）

第７条　（略）

２　（略）

肥料形状	単位	こん包形状	引渡場所	肥料料金
バラ	１トン	無こん包	センター	１１，２５０円
	１５キログラム	ビニールパック	センター	１，３５０円

３　（略）

（その他の料金）

第８条　（略）

２・３　（略）

４　（略）

区分	料金
車両等の貸出し	１車両等につき１時間当たり　２，２５０円
肥料の配達	１トン当たり　３，０００円
肥料のほ場への散布	１トン当たり　２，２５０円

５　（略）

（第３８条関係）石巻市牡鹿製氷冷蔵庫条例の一部改正

改　　正
別表（第４条関係）

種別	単位	金額
氷	（略）	３，０４０円
冷凍処理及び冷蔵保管	（略）	７，６３０円
備考　（略）		

（第３９条関係）石巻健康センター条例の一部改正

改　　正
別表（第９条関係）

区分			単位等	金額
講座利用	プール		１回	１，９５０円
	その他		１回	１，８００円
フリータイム利用	プール、トレーニングルー	一般	１回	９００円
			回数券（１１回分）	９，０００円
		受講生	１回	７５０円

第７条　（略）

２　（略）

肥料形状	単位	梱包形状	引渡し場所	肥料料金
バラ	１トン	無梱包	センター	７，５００円
バラ	１５キログラム	ビニールパック	センター	９００円
ペレット	１５キログラム	ビニールパック	センター	１，２００円

３　（略）

（その他の料金）

第８条　（略）

２・３　（略）

４　（略）

区分	料金
車両等の貸出	１車両等につき１時間当たり　１，５００円
肥料の配達	１トン当たり　２，０００円
肥料のほ場への散布	１トン当たり　１，５００円

５　（略）

現　　行

別表（第４条関係）

種別	単位	金額
氷	（略）	２，０３０円
冷凍処理及び冷蔵保管	（略）	５，０９０円
備考　（略）		

現　　行

別表（第９条関係）

区分			単位等	金額
講座利用	プール		１回	１，３００円
	その他		１回	１，２００円
フリータイム利用	プール、トレーニングルー	一般	１回	６００円
			回数券（１１回分）	６，０００円
		受講生	１回	５００円

	ム		回数券（１１回分）	７，５００円
		学生	１回	４５０円
貸室利用（講座利用のない場合に限る。）	健康相談室、教養室１、教養室２、教養室３、和室		１時間	３，０００円
	多目的ホール		１時間	７，５００円
（略）	（略）		（略）	（略）

備考　（略）

（第４０条関係）石巻市齋藤氏庭園条例の一部改正

改　　正

別表（第４条関係）

区分	観覧料	
	個人	団体（１人につき）
一般	７５０円	６００円
高校生	４５０円	３６０円
小・中学生	２２０円	１８０円

備考　（略）

（第４１条関係）石巻市総合体育館条例の一部改正

改　　正

別表（第１１条関係）

(1)　個人利用

区分		単位等	金額
全館	小・中・高校生	１回	１００円
		回数券（１１回分）	１，０００円
	一般・学生	１回	２２０円
		回数券（１１回分）	２，２００円

(2)　貸切利用

利用区分／時間区分			午前	午後	夜間	全日
			午前９時～午後１時	午後１時～午後５時	午後５時～午後９時	午前９時～午後９時
主競	入場料を	アマチュアスポーツで利用する場合	９，４５０円	９，４５０円	１２，６００円	３１，５００円

	ム		回数券（１１回分）	５，０００円
		学生	１回	３００円
貸室利用（講座利用のない場合に限る。）	健康相談室、教養室１、教養室２、教養室３、和室		１時間	２，０００円
	多目的ホール		１時間	５，０００円
（略）	（略）		（略）	（略）

備考　（略）

現　　行

別表（第４条関係）

区分	観覧料	
	個人	団体（１人につき）
一般	５００円	４００円
高校生	３００円	２４０円
小・中学生	１５０円	１２０円

備考　（略）

現　　行

別表（第１１条関係）

(1)　個人利用

区分		単位等	金額
全館	小・中・高校生	１回	７０円
		回数券（１１回分）	７００円
	一般・学生	１回	１５０円
		回数券（１１回分）	１，５００円

(2)　貸切利用

利用区分／時間区分			午前	午後	夜間	全日
			午前９時～午後１時	午後１時～午後５時	午後５時～午後９時	午前９時～午後９時
主競	入場料を	アマチュアスポーツで利用する場合	６，３００円	６，３００円	８，４００円	２１，０００円

技場	徴収しない場合	その他の催物で利用する場合	営利を目的としない場合	２１，１５０円	２１，１５０円	２８，２００円	７０，５００円
			営利を目的とする場合	７０，６５０円	７０，６５０円	９４，２００円	２３５，５００円
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツで利用する場合		１９，３５０円	１９，３５０円	２５，８００円	６４，５００円
		その他の催物で利用する場合		１４１，７５０円	１４１，７５０円	１８９，０００円	４７２，５００円
第１武道場				３，２８０円	３，２８０円	４，３８０円	１０，９４０円
第２武道場				３，２８０円	３，２８０円	４，３８０円	１０，９４０円
弓道場				３，２８０円	３，２８０円	４，３８０円	１０，９４０円
（略）				（略）	（略）	（略）	（略）
暖房利用料				主競技場１時間につき　８，２５０円 その他１室１時間につき　２６０円			
冷房利用料				１室１時間につき　２６０円			
電気利用料	Ａ（１，０００ルクス）			１時間につき　３，２８０円			
	Ｂ（８００ルクス）			１時間につき　２，７５０円			
	Ｃ（５００ルクス）			１時間につき　１，６３０円			
（略）				（略）			

備考　（略）

（第４２条関係）石巻市コミュニティセンター条例の一部改正

改正		
別表（第８条、第１４条関係）		
施設名	区分	使用料
向陽地区コミュニティセンター	（略）	（略）
	冷暖房料	１室１時間につき２５０円（ただし、大広間全室利用については、１時間に

技場	徴収しない場合	その他の催物で利用する場合	営利を目的としない場合	１４，１００円	１４，１００円	１８，８００円	４７，０００円
			営利を目的とする場合	４７，１００円	４７，１００円	６２，８００円	１５７，０００円
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツで利用する場合		１２，９００円	１２，９００円	１７，２００円	４３，０００円
		その他の催物で利用する場合		９４，５００円	９４，５００円	１２６，０００円	３１５，０００円
第１武道場				２，１９０円	２，１９０円	２，９２０円	７，３００円
第２武道場				２，１９０円	２，１９０円	２，９２０円	７，３００円
弓道場				２，１９０円	２，１９０円	２，９２０円	７，３００円
（略）				（略）	（略）	（略）	（略）
暖房利用料				主競技場１時間につき　６，３００円 その他１室１時間につき　２００円			
冷房利用料				１室１時間につき　２００円			
電気利用料	Ａ（１，０００ルクス）			１時間につき　２，５１０円			
	Ｂ（８００ルクス）			〃　２，１００円			
	Ｃ（５００ルクス）			〃　１，２５０円			
（略）				（略）			

備考　（略）

現　　行

別表（第８条、第１４条関係）

施設名	区分	使用料
	（略）	（略）
向陽地区コミュニティセンター	冷暖房料	１室１時間につき２００円（ただし、大広間全室利用については、１時間に

		つき３４０円とする。）
	（略）	（略）
大川コミュニティセンター	体育館	１時間につき　１，５００円
	（略）	（略）
	冷暖房料（体育館）	１室１時間につき　３００円
	冷暖房料（体育館以外）	１室１時間につき　２３０円
（略）	（略）	（略）
しらさぎ台コミュニティセンター	ホール	１時間につき　９００円
	和室	１時間につき　６５０円
	（略）	（略）
相川地区コミュニティセンター	多目的ホール	１時間につき　１，０３０円
	（略）	（略）
	冷暖房料	１室１時間につき　２３０円
泊地区コミュニティセンター	（略）	（略）
	暖房料（集会室）	１回につき　２３０円

備考　（略）

（第４３条関係）石巻市上釜ふれあい広場条例の一部改正

改　　正
別表（第１０条、第１６条関係） １　多目的広場

適応種目	利用料金（１時間当たり）
（略）	（略）
フットサル（１面につき）	５６０円
（略）	（略）

２　（略）

（第４４条関係）石巻市カントリーエレベーター条例の一部改正

改　　正
別表（第８条関係）

区分	使用料
玄米１キログラム当たり	３４円
くず米１キログラム当たり	１７円

		つき３００円とする。）
	（略）	（略）
大川コミュニティセンター	体育館	１時間につき　１，０００円
	（略）	（略）
	冷暖房料	１室１時間につき　２００円
（略）	（略）	（略）
しらさぎ台コミュニティセンター	ホール	１時間につき　６００円
	和室	
	（略）	（略）
相川地区コミュニティセンター	多目的ホール	１時間につき　１，０１０円
	（略）	（略）
	冷暖房料	１室１時間につき　２００円
泊地区コミュニティセンター	（略）	（略）
	暖房料（集会室）	１回につき　２００円

備考　（略）

現　　行
別表（第１０条、第１６条関係） １　多目的広場

適応種目	利用料金（１時間当たり）
（略）	（略）
フットサル（１面につき）	４５０円
（略）	（略）

２　（略）

現　　行
別表（第８条関係）

区分	使用料
玄米１キログラム当たり	３０円
くず米１キログラム当たり	１５円

（第４５条関係）石巻市鮎川漁港漁船上架施設条例の一部改正

改　　正

別表（第８条関係）

区分	１期（３日間）の利用料金	超過料金（１日につき）
５トン未満	６７，５００円	（略）
５トン以上１０トン未満	９０，０００円	
１０トン以上１５トン未満	１１２，５００円	
１５トン以上	１３５，０００円	

（第４６条関係）石巻市老人福祉センター寿楽荘条例の一部改正

改　　正

別表第２（第１１条関係）

区分		集会室	和室	会議室
（略）		（略）	（略）	（略）
指定管理者が適当と認める者	半日	３，８１０円	２，２８０円	２，２８０円
	１日	７，６３０円	５，３４０円	４，７３０円
	夜間	５，３４０円	３，８１０円	３，０４０円

備考　（略）

（第４７条関係）石巻市夜間急患センター条例の一部改正

改　　正

（使用料及び手数料）

第５条　（略）

２～４　（略）

５　（略）

(1)　普通診断書　１通につき　３，３００円

(2)　特殊診断書　１通につき　８，８００円

(3)～(6)　（略）

（第４８条関係）石巻市水産総合振興センター条例の一部改正

改　　正

別表第１（第１０条関係）

現　　行

別表（第８条関係）

区分	１期（３日間）の利用料金	超過料金（１日につき）
５トン未満	４５，０００円	（略）
５トン以上１０トン未満	６０，０００円	
１０トン以上１５トン未満	７５，０００円	
１５トン以上	９０，０００円	

現　　行

別表第２（第１１条関係）

区分		集会室	和室	会議室
（略）		（略）	（略）	（略）
指定管理者が適当と認める者	半日	２，５４０円	１，５２０円	１，５２０円
	１日	５，０９０円	３，５６０円	３，５６０円
	夜間	３，５６０円	２，５４０円	２，５４０円

備考　（略）

現　　行

（使用料及び手数料）

第５条　（略）

２～４　（略）

５　（略）

(1)　普通診断書　１通につき２，２００円

(2)　特殊診断書　１通につき５，５００円

(3)～(6)　（略）

現　　行

別表第１（第１０条関係）

施設名	単位	使用料基準額
飲食提供及び売店施設	１平方メートル１月につき	３，１９０円
事務室		３，１９０円

備考　（略）

別表第２（第１０条関係）

施設名	単位	使用料
第一会議室（大）	１時間につき	１，０６０円
第二会議室（中）	１時間につき	４５０円
第三会議室（小）	１時間につき	１５０円
調理実習室	１時間につき	６００円
試験分析・加工実習室	１時間につき	１，２１０円
情報資料室及び通路その他の共用施設	１日につき	７５０円
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

（第４９条関係）石巻市北上観光物産交流センター条例の一部改正

改　　正

別表（第１０条関係）

施設名	単位	利用料金
物産販売コーナー	１日	１平方メートル当たり９０円

（第５０条関係）石巻市かわまち交流拠点条例の一部改正

改　　正

別表第２（第６条関係）

１　石巻市かわまち交流センター

区分	単位	使用料
（略）	（略）	（略）
キッチンスペース	１時間当たり	４３０円
市民交流ホール	１時間当たり	１，１６０円

備考　（略）

２　（略）

３　石巻市かわまち交流広場

区分	１日当たりの使用料

施設名	単位	使用料基準額
飲食提供及び売店施設	１平方メートル１月につき	２，１３０円
事務室		２，１３０円

備考　（略）

別表第２（第１０条関係）

施設名	単位	使用料
第一会議室（大）	１時間につき	７１０円
第二会議室（中）	１時間につき	３００円
第三会議室（小）	１時間につき	１００円
調理実習室	１時間につき	４００円
試験分析・加工実習室	１時間につき	８１０円
情報資料室及び通路その他の共用施設	１日につき	５００円
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

現　　行

別表（第１０条関係）

施設名	単位	利用料金
物産販売コーナー	１日	１平方メートル当たり６０円

現　　行

別表第２（第６条関係）

１　石巻市かわまち交流センター

区分	単位	使用料
（略）	（略）	（略）
キッチンスペース	１時間当たり	４００円
市民交流ホール	１時間当たり	８１０円

備考　（略）

２　（略）

３　石巻市かわまち交流広場

区分	１日当たりの使用料

（略）	（略）
電源（コンセント）の利用	１口につき５７０円

備考　（略）

（第５１条関係）石巻市指定文化財旧観慶丸商店条例の一部改正

改　　正

別表（第１０条関係）

区分	１時間当たりの使用料	終日利用の場合の使用料
文化交流スペース	６９０円	５，５６０円

備考　（略）

（第５２条関係）石巻市牡鹿地域拠点エリア条例の一部改正

改　　正

別表第２（第４条関係）

おしかホエールランド入館料

区分	大人	大学生、高校生	中学生、小学生
個人	６００円	４５０円	３００円
団体（１人につき）	５４０円	４００円	２７０円
年間パスポート（１人につき）	１，５００円	１，１２０円	７５０円

備考　（略）

別表第３（第８条関係）

テナント区画使用料

区分	単位	金額
テナント区画	１平方メートル１月につき	３，３１０円

（第５３条関係）石巻市複合文化施設条例の一部改正

改　　正

別表第１（第１０条関係）

芸術文化センター　大ホール利用料

利用区分	室名	午前（午前９時から正午ま	午後（午後１時から午後５	夜間（午後６時から午後１	昼間（午前９時から午後５	昼夜（午後１時から午後１	全日（午前９時から午後１

（略）	（略）
電源（コンセント）の利用	１口につき５００円

備考　（略）

現　　行

別表（第１０条関係）

区分	１時間当たりの使用料	終日利用の場合の使用料
文化交流スペース	５００円	５，０００円

備考　（略）

現　　行

別表第２（第４条関係）

おしかホエールランド入館料

区分	大人	大学生、高校生	中学生、小学生
個人	４００円	３００円	２００円
団体（１人につき）	３６０円	２７０円	１８０円
年間パスポート（１人につき）	１，０００円	７５０円	５００円

備考　（略）

別表第３（第８条関係）

テナント区画使用料

区分	単位	金額
テナント区画	１平方メートル１月につき	２，２１０円

現　　行

別表第１（第１０条関係）

芸術文化センター　大ホール利用料

利用区分	室名	午前（午前９時から正午ま	午後（午後１時から午後５	夜間（午後６時から午後１	昼間（午前９時から午後５	昼夜（午後１時から午後１	全日（午前９時から午後１

			で）	時まで）	０時まで）	時まで）	０時まで）	０時まで）
入場料を徴収しない場合	平日	大ホール	３９，９００円	５９，８５０円	８１，４５０円	９９，７５０円	１４１，３００円	１８１，２００円
		中ホール利用	２５，８００円	３８，７００円	５２，８００円	６４，５００円	９１，５００円	１１７，３００円
	土・日・祝日	大ホール	５１，７５０円	７７，７００円	１０６，０５０円	１２９，４５０円	１８３，７５０円	２３５，５００円
		中ホール利用	３３，６００円	５０，４００円	６８，５５０円	８４，０００円	１１８，９５０円	１５２，５５０円
１，０００円以下の入場料を徴収する場合	平日	大ホール	５９，８５０円	８９，７００円	１２２，２５０円	１４９，５５０円	２１１，９５０円	２７１，８００円
		中ホール利用	３８，７００円	５８，０５０円	７９，２００円	９６，７５０円	１３７，２５０円	１７５，９５０円
	土・日・祝日	大ホール	７７，７００円	１１６，７００円	１５９，０００円	１９４，４００円	２７５，７００円	３５３，４００円
		中ホール利用	５０，４００円	７５，４５０円	１０２，９００円	１２５，８５０円	１７８，３５０円	２２８，７５０円
１，０００円を超え３，０００円以下の入場料を徴収する場合	平日	大ホール	７９，８００円	１１９，５５０円	１６３，０５０円	１９９，３５０円	２８２，６００円	３６２，４００円
		中ホール利用	５１，６００円	７７，４００円	１０５，６００円	１２９，０００円	１８３，０００円	２３４，６００円
	土・日・祝日	大ホール	１０３，６５０円	１５５，５５０円	２１１，９５０円	２５９，２００円	３６７，５００円	４７１，１５０円
		中ホール利用	６７，０５０円	１００，６５０円	１３７，２５０円	１６７，７００円	２３７，９００円	３０４，９５０円
３，０００円を超え５，０００円以下の入場料を徴収する場合	平日	大ホール	９９，６００円	１４９，５５０円	２０３，８５０円	２４９，１５０円	３５３，４００円	４５３，０００円
		中ホール利用	６４，５００円	９６，７５０円	１３２，０００円	１６１，２５０円	２２８，７５０円	２９３，２５０円
	土・日・祝日	大ホール	１２９，６００円	１９４，４００円	２６４，９００円	３２４，０００円	４５９，３００円	５８８，９００円
		中ホール利用	８３，８５０円	１２５，８５０円	１７１，６００円	２０９，７００円	２９７，４５０円	３８１，３００円
５，０００円を超える入場	平日	大ホール	１２３，６００円	１８５，４００円	２５２，７５０円	３０９，０００円	４３８，１５０円	５６１，７５０円
		中ホー	７９，９	１２０，	１６３，	１９９，	２８３，	３６３，

			で)	時まで)	０時まで)	時まで)	０時まで)	０時まで)
入場料を徴収しない場合	平日	大ホール	２６，６００円	３９，９００円	５４，３００円	６６，５００円	９４，２００円	１２０，８００円
		中ホール利用	１７，２００円	２５，８００円	３５，２００円	４３，０００円	６１，０００円	７８，２００円
	土・日・祝日	大ホール	３４，５００円	５１，８００円	７０，７００円	８６，３００円	１２２，５００円	１５７，０００円
		中ホール利用	２２，４００円	３３，６００円	４５，７００円	５６，０００円	７９，３００円	１０１，７００円
１，０００円以下の入場料を徴収する場合	平日	大ホール	３９，９００円	５９，８００円	８１，５００円	９９，７００円	１４１，３００円	１８１，２００円
		中ホール利用	２５，８００円	３８，７００円	５２，８００円	６４，５００円	９１，５００円	１１７，３００円
	土・日・祝日	大ホール	５１，８００円	７７，８００円	１０６，０００円	１２９，６００円	１８３，８００円	２３５，６００円
		中ホール利用	３３，６００円	５０，３００円	６８，６００円	８３，９００円	１１８，９００円	１５２，５００円
１，０００円を超え３，０００円以下の入場料を徴収する場合	平日	大ホール	５３，２００円	７９，７００円	１０８，７００円	１３２，９００円	１８８，４００円	２４１，６００円
		中ホール利用	３４，４００円	５１，６００円	７０，４００円	８６，０００円	１２２，０００円	１５６，４００円
	土・日・祝日	大ホール	６９，１００円	１０３，７００円	１４１，３００円	１７２，８００円	２４５，０００円	３１４，１００円
		中ホール利用	４４，７００円	６７，１００円	９１，５００円	１１１，８００円	１５８，６００円	２０３，３００円
３，０００円を超え５，０００円以下の入場料を徴収する場合	平日	大ホール	６６，４００円	９９，７００円	１３５，９００円	１６６，１００円	２３５，６００円	３０２，０００円
		中ホール利用	４３，０００円	６４，５００円	８８，０００円	１０７，５００円	１５２，５００円	１９５，５００円
	土・日・祝日	大ホール	８６，４００円	１２９，６００円	１７６，６００円	２１６，０００円	３０６，２００円	３９２，６００円
		中ホール利用	５５，９００円	８３，９００円	１１４，４００円	１３９，８００円	１９８，３００円	２５４，２００円
５，０００円を超える入場	平日	大ホール	８２，４００円	１２３，６００円	１６８，５００円	２０６，０００円	２９２，１００円	３７４，５００円
		中ホー	５３，３	８０，０	１０９，	１３３，	１８９，	２４２，

料を徴収		ル利用	５０円	０００円	６５０円	９５０円	６５０円	６００円
する場合	土・	大ホー	１６６，	２５０，	３４１，	４１７，	５９１，	７５８，
	日・	ル	８００円	３５０円	２５０円	１５０円	６００円	４００円
	祝日	中ホー	１０８，	１６２，	２２０，	２７０，	３８２，	４９０，
		ル利用	０００円	０００円	８００円	０００円	８００円	８００円

備考　（略）

別表第２（第１２条関係）

芸術文化センター利用料

室名（区分）	午前（午前９時から正午まで）	午後（午後１時から午後５時まで）	夜間（午後６時から午後１０時まで）	昼間（午前９時から午後５時まで）	昼夜（午後１時から午後１０時まで）	全日（午前９時から午後１０時まで）
小ホール	１０，０８０円	１０，０８０円	１５，８４０円	２０，１６０円	２５，９２０円	３６，０００円
大研修室	６，７２０円	６，７２０円	１０，５６０円	１３，４４０円	１７，２８０円	２４，０００円
研修室１、２	８３０円	８３０円	１，３５０円	１，６７０円	２，１９０円	３，０３０円
研修室３	１，９３０円	１，９３０円	３，０６０円	３，８６０円	４，９９０円	６，９３０円
研修室４	１，５４０円	１，５４０円	２，４４０円	３，０８０円	３，９８０円	５，５３０円
和室	２，７６０円	２，７６０円	４，３８０円	５，５２０円	７，１４０円	９，９００円
活動室１	１，３８０円	１，３８０円	２，１９０円	２，７６０円	３，５７０円	４，９５０円
活動室２、３	９１０円	９１０円	１，４７０円	１，８３０円	２，３８０円	３，３００円
活動室４	１，５４０円	１，５４０円	２，４３０円	３，０９０円	３，９８０円	５，５３０円
市民ギャラリー	１，５００円	１，５００円	２，４００円	３，０００円	３，９００円	５，４００円
創作室	２，１７０円	２，１７０円	３，４５０円	４，３５０円	５，６２０円	７，８００円
創作室（個人利用）	１５０円	１５０円	１５０円	３００円	３００円	４５０円

料を徴収する場合		ル利用	００円	００円	１００円	３００円	１００円	４００円
	土・日・祝日	大ホール	１１１，２００円	１６６，９００円	２２７，５００円	２７８，１００円	３９４，４００円	５０５，６００円
		中ホール利用	７２，００円	１０８，０００円	１４７，２００円	１８０，０００円	２５５，２００円	３２７，２００円

備考　（略）

別表第２（第１２条関係）

芸術文化センター利用料

室名（区分）	午前（午前９時から正午まで）	午後（午後１時から午後５時まで）	夜間（午後６時から午後１０時まで）	昼間（午前９時から午後５時まで）	昼夜（午後１時から午後１０時まで）	全日（午前９時から午後１０時まで）
小ホール	６，７２０円	６，７２０円	１０，５６０円	１３，４４０円	１７，２８０円	２４，０００円
大研修室	４，４８０円	４，４８０円	７，０４０円	８，９６０円	１１，５２０円	１６，０００円
研修室１、２	７２０円	７２０円	１，１６０円	１，４４０円	１，８８０円	２，６００円
研修室３	１，４５０円	１，４５０円	２，３００円	２，９００円	３，７５０円	５，２００円
研修室４	１，１７０円	１，１７０円	１，８６０円	２，３４０円	３，０３０円	４，２００円
和室	１，８４０円	１，８４０円	２，９２０円	３，６８０円	４，７６０円	６，６００円
活動室１	９２０円	９２０円	１，４６０円	１，８４０円	２，３８０円	３，３００円
活動室２、３	６１０円	６１０円	９８０円	１，２２０円	１，５９０円	２，２００円
活動室４	１，２６０円	１，２６０円	１，９８０円	２，５２０円	３，２４０円	４，５００円
市民ギャラリー	１，０００円	１，０００円	１，６００円	２，０００円	２，６００円	３，６００円
創作室	１，４５０円	１，４５０円	２，３００円	２，９００円	３，７５０円	５，２００円
創作室（個人利用）	１００円	１００円	１００円	２００円	２００円	３００円

アトリエ	１，６１０円	１，６１０円	２，５６０円	３，２３０円	４，１８０円	５，８００円
小楽屋１、２、６	７２０円	７２０円	１，１４０円	１，４５０円	１，８７０円	２，６００円
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
中楽屋１、２、３、４	１，４８０円	１，４８０円	２，３２０円	２，９６０円	３，８００円	５，２９０円
大楽屋１、２	２，９４０円	２，９４０円	４，６２０円	５，８８０円	７，５６０円	１０，５００円
控室１、２	５９０円	５９０円	９４０円	１，１９０円	１，５４０円	２，１４０円
（略）	（略）					

備考　（略）

別表第３（第１８条関係）

博物館観覧料

区分		一般（学生を含む。）	高校生	小学生及び中学生
常設展示	個人	４５０円	３００円	１５０円
	団体（１人につき）	３６０円	２４０円	１２０円
年間パスポート（１人につき）		１，１２０円	７５０円	３７０円
（略）		（略）		

備考　（略）

（第５４条関係）石巻市雄勝地域拠点エリア条例の一部改正

改　　正
別表第２（第４条関係） 観覧料

区分	大人、高校生	中学生、小学生
個人	３００円	１５０円
団体（１人につき）	２７０円	１３０円
年間パスポート（１人につき）	７５０円	３７０円

アトリエ	１，１７０円	１，１７０円	１，８６０円	２，３４０円	３，０３０円	４，２００円
小楽屋１、２、６	７００円	７００円	１，１００円	１，４００円	１，８００円	２，５００円
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
中楽屋１、２、３、４	１，１２０円	１，１２０円	１，７６０円	２，２４０円	２，８８０円	４，０００円
大楽屋１、２	１，９６０円	１，９６０円	３，０８０円	３，９２０円	５，０４０円	７，０００円
控室１、２	５６０円	５６０円	８８０円	１，１２０円	１，４４０円	２，０００円
（略）	（略）					

備考　（略）

別表第３（第１８条関係）

博物館観覧料

区分		一般（学生を含む。）	高校生	小学生及び中学生
常設展示	個人	３００円	２００円	１００円
	団体（１人につき）	２４０円	１６０円	８０円
年間パスポート（１人につき）		７５０円	５００円	２５０円
（略）		（略）		

備考　（略）

現　　行

別表第２（第４条関係）

観覧料

区分	大人、高校生	中学生、小学生
個人	２００円	１００円
団体（１人につき）	１８０円	９０円
年間パスポート（１人につき）	５００円	２５０円

備考　（略）

別表第３（第９条関係）

使用料

区分	単位	金額
研修室	１時間につき	６４０円
展示室	１時間につき	９４０円

備考　１　（略）

２　冷暖房料は、１時間につき６０円とする。

別表第４（第１４条関係）

テナント区画等使用料

区分	単位	金額
テナント区画	１平方メートル１月につき	３，３４０円
物販区画	１平方メートル１月につき	３，５２０円

（第５５条関係）石巻市南浜マリーナ条例の一部改正

改　　正
別表（第６条関係） １　陸置施設使用料 (1)　プレジャーボート、ヨット

艇の長さ	日額	月額	年額
１０フィート以下	１，４４０円	１３，２００円	１３２，０００円
１１フィート	１，５８０円	１４，５２０円	１４５，２００円
１２フィート	１，７２０円	１５，８４０円	１５８，４００円
１３フィート	１，８７０円	１７，１６０円	１７１，６００円
１４フィート	２，０１０円	１８，４８０円	１８４，８００円
１５フィート	２，１６０円	１９，８００円	１９８，０００円
１６フィート	２，３００円	２１，１２０円	２１１，２００円
１７フィート	２，４４０円	２２，４４０円	２２４，４００円
１８フィート	２，５９０円	２３，７６０円	２３７，６００円
１９フィート	２，７４０円	２５，０８０円	２５０，８００円
２０フィート	２，８９０円	２６，４００円	２６４，０００円
２１フィート	３，０３０円	２７，７２０円	２７７，２００円
２２フィート	３，１８０円	２９，０４０円	２９０，４００円
２３フィート	３，３２０円	３０，３６０円	３０３，６００円
２４フィート	３，４６０円	３１，６８０円	３１６，８００円

備考　（略）

別表第３（第９条関係）

使用料

区分	単位	金額
研修室	１時間につき	４３０円
展示室	１時間につき	６３０円

備考　１　（略）

２　冷暖房料は、１時間につき５０円とする。

別表第４（第１４条関係）

テナント区画等使用料

区分	単位	金額
テナント区画	１平方メートル１月につき	２，２３０円
物販区画	１平方メートル１月につき	２，３５０円

現　　行

別表（第６条関係）

１　陸置施設使用料

ア　プレジャーボート、ヨット

艇の長さ	日額	月額	年額
１０フィート以下	１，２００円	１１，０００円	１１０，０００円
１１フィート	１，３２０円	１２，１００円	１２１，０００円
１２フィート	１，４４０円	１３，２００円	１３２，０００円
１３フィート	１，５６０円	１４，３００円	１４３，０００円
１４フィート	１，６８０円	１５，４００円	１５４，０００円
１５フィート	１，８００円	１６，５００円	１６５，０００円
１６フィート	１，９２０円	１７，６００円	１７６，０００円
１７フィート	２，０４０円	１８，７００円	１８７，０００円
１８フィート	２，１６０円	１９，８００円	１９８，０００円
１９フィート	２，２９０円	２０，９００円	２０９，０００円
２０フィート	２，４１０円	２２，０００円	２２０，０００円
２１フィート	２，５３０円	２３，１００円	２３１，０００円
２２フィート	２，６５０円	２４，２００円	２４２，０００円
２３フィート	２，７７０円	２５，３００円	２５３，０００円
２４フィート	２，８９０円	２６，４００円	２６４，０００円

２５フィート	３，６１０円	３３，０００円	３３０，０００円
２６フィート	３，７５０円	３４，３２０円	３４３，２００円
２７フィート	３，９００円	３５，６４０円	３５６，４００円
２８フィート	４，０４０円	３６，９６０円	３６９，６００円
２９フィート	４，１８０円	３８，２８０円	３８２，８００円
３０フィート	４，３３０円	３９，６００円	３９６，０００円
３１フィート	４，４７０円	４０，９２０円	４０９，２００円
３２フィート	４，６２０円	４２，２４０円	４２２，４００円
３３フィート	４，７６０円	４３，５６０円	４３５，６００円
３４フィート	４，９００円	４４，８８０円	４４８，８００円
３５フィート	５，０５０円	４６，２００円	４６２，０００円
３６フィート	５，１９０円	４７，５２０円	４７５，２００円
３７フィート	５，３４０円	４８，８４０円	４８８，４００円
３８フィート	５，４９０円	５０，１６０円	５０１，６００円
３９フィート	５，６４０円	５１，４８０円	５１４，８００円
４０フィート	５，７８０円	５２，８００円	５２８，０００円
４１フィート	５，９２０円	５４，１２０円	５４１，２００円
４２フィート	６，０７０円	５５，４４０円	５５４，４００円
４３フィート	６，２１０円	５６，７６０円	５６７，６００円
４４フィート	６，３６０円	５８，０８０円	５８０，８００円
４５フィート	６，５００円	５９，４００円	５９４，０００円
４６フィート	６，６４０円	６０，７２０円	６０７，２００円
４７フィート	６，７９０円	６２，０４０円	６２０，４００円
４８フィート	６，９３０円	６３，３６０円	６３３，６００円
４９フィート	７，０８０円	６４，６８０円	６４６，８００円

(2)　漁船登録をしている船舶

艇の長さ	日額	月額	年額
１０フィート以下	７２０円	６，６００円	６６，０００円
１１フィート	７９０円	７，２６０円	７２，６００円
１２フィート	８６０円	７，９２０円	７９，２００円
１３フィート	９３０円	８，５８０円	８５，８００円
１４フィート	１，０００円	９，２４０円	９２，４００円
１５フィート	１，０８０円	９，９００円	９９，０００円
１６フィート	１，１５０円	１０，５６０円	１０５，６００円
１７フィート	１，２２０円	１１，２２０円	１１２，２００円
１８フィート	１，２９０円	１１，８８０円	１１８，８００円

２５フィート	３，０１０円	２７，５００円	２７５，０００円
２６フィート	３，１３０円	２８，６００円	２８６，０００円
２７フィート	３，２５０円	２９，７００円	２９７，０００円
２８フィート	３，３７０円	３０，８００円	３０８，０００円
２９フィート	３，４９０円	３１，９００円	３１９，０００円
３０フィート	３，６１０円	３３，０００円	３３０，０００円
３１フィート	３，７３０円	３４，１００円	３４１，０００円
３２フィート	３，８５０円	３５，２００円	３５２，０００円
３３フィート	３，９７０円	３６，３００円	３６３，０００円
３４フィート	４，０９０円	３７，４００円	３７４，０００円
３５フィート	４，２１０円	３８，５００円	３８５，０００円
３６フィート	４，３３０円	３９，６００円	３９６，０００円
３７フィート	４，４５０円	４０，７００円	４０７，０００円
３８フィート	４，５８０円	４１，８００円	４１８，０００円
３９フィート	４，７００円	４２，９００円	４２９，０００円
４０フィート	４，８２０円	４４，０００円	４４０，０００円
４１フィート	４，９４０円	４５，１００円	４５１，０００円
４２フィート	５，０６０円	４６，２００円	４６２，０００円
４３フィート	５，１８０円	４７，３００円	４７３，０００円
４４フィート	５，３００円	４８，４００円	４８４，０００円
４５フィート	５，４２０円	４９，５００円	４９５，０００円
４６フィート	５，５４０円	５０，６００円	５０６，０００円
４７フィート	５，６６０円	５１，７００円	５１７，０００円
４８フィート	５，７８０円	５２，８００円	５２８，０００円
４９フィート	５，９００円	５３，９００円	５３９，０００円

イ　漁船登録をしている船舶

艇の長さ	日額	月額	年額
１０フィート以下	６００円	５，５００円	５５，０００円
１１フィート	６６０円	６，０５０円	６０，５００円
１２フィート	７２０円	６，６００円	６６，０００円
１３フィート	７８０円	７，１５０円	７１，５００円
１４フィート	８４０円	７，７００円	７７，０００円
１５フィート	９００円	８，２５０円	８２，５００円
１６フィート	９６０円	８，８００円	８８，０００円
１７フィート	１，０２０円	９，３５０円	９３，５００円
１８フィート	１，０８０円	９，９００円	９９，０００円

１９フィート	１，３６０円	１２，５４０円	１２５，４００円
２０フィート	１，４４０円	１３，２００円	１３２，０００円
２１フィート	１，５１０円	１３，８６０円	１３８，６００円
２２フィート	１，５８０円	１４，５２０円	１４５，２００円
２３フィート	１，６５０円	１５，１８０円	１５１，８００円
２４フィート	１，７２０円	１５，８４０円	１５８，４００円
２５フィート	１，８００円	１６，５００円	１６５，０００円
２６フィート	１，８７０円	１７，１６０円	１７１，６００円
２７フィート	１，９４０円	１７，８２０円	１７８，２００円
２８フィート	２，０１０円	１８，４８０円	１８４，８００円
２９フィート	２，０８０円	１９，１４０円	１９１，４００円
３０フィート	２，１６０円	１９，８００円	１９８，０００円
３１フィート	２，２３０円	２０，４６０円	２０４，６００円
３２フィート	２，３００円	２１，１２０円	２１１，２００円
３３フィート	２，３７０円	２１，７８０円	２１７，８００円
３４フィート	２，４４０円	２２，４４０円	２２４，４００円
３５フィート	２，５２０円	２３，１００円	２３１，０００円
３６フィート	２，５９０円	２３，７６０円	２３７，６００円
３７フィート	２，６６０円	２４，４２０円	２４４，２００円
３８フィート	２，７４０円	２５，０８０円	２５０，８００円
３９フィート	２，８００円	２５，７４０円	２５７，４００円
４０フィート	２，８９０円	２６，４００円	２６４，０００円
４１フィート	２，９６０円	２７，０６０円	２７０，６００円
４２フィート	３，０３０円	２７，７２０円	２７７，２００円
４３フィート	３，１００円	２８，３８０円	２８３，８００円
４４フィート	３，１８０円	２９，０４０円	２９０，４００円
４５フィート	３，２５０円	２９，７００円	２９７，０００円
４６フィート	３，３２０円	３０，３６０円	３０３，６００円
４７フィート	３，３９０円	３１，０２０円	３１０，２００円
４８フィート	３，４６０円	３１，６８０円	３１６，８００円
４９フィート	３，５４０円	３２，３４０円	３２３，４００円

２　船台使用料

艇の長さ	日額	月額	年額
１０フィート以下	２８０円	２，６４０円	２６，４００円
１１フィート	３２０円	２，９８０円	２９，９６０円
１２フィート	３６０円	３，３４０円	３３，５２０円

１９フィート	１，１４０円	１０，４５０円	１０４，５００円
２０フィート	１，２００円	１１，０００円	１１０，０００円
２１フィート	１，２６０円	１１，５５０円	１１５，５００円
２２フィート	１，３２０円	１２，１００円	１２１，０００円
２３フィート	１，３８０円	１２，６５０円	１２６，５００円
２４フィート	１，４４０円	１３，２００円	１３２，０００円
２５フィート	１，５００円	１３，７５０円	１３７，５００円
２６フィート	１，５６０円	１４，３００円	１４３，０００円
２７フィート	１，６２０円	１４，８５０円	１４８，５００円
２８フィート	１，６８０円	１５，４００円	１５４，０００円
２９フィート	１，７４０円	１５，９５０円	１５９，５００円
３０フィート	１，８００円	１６，５００円	１６５，０００円
３１フィート	１，８６０円	１７，０５０円	１７０，５００円
３２フィート	１，９２０円	１７，６００円	１７６，０００円
３３フィート	１，９８０円	１８，１５０円	１８１，５００円
３４フィート	２，０４０円	１８，７００円	１８７，０００円
３５フィート	２，１００円	１９，２５０円	１９２，５００円
３６フィート	２，１６０円	１９，８００円	１９８，０００円
３７フィート	２，２２０円	２０，３５０円	２０３，５００円
３８フィート	２，２９０円	２０，９００円	２０９，０００円
３９フィート	２，３４０円	２１，４５０円	２１４，５００円
４０フィート	２，４１０円	２２，０００円	２２０，０００円
４１フィート	２，４７０円	２２，５５０円	２２５，５００円
４２フィート	２，５３０円	２３，１００円	２３１，０００円
４３フィート	２，５９０円	２３，６５０円	２３６，５００円
４４フィート	２，６５０円	２４，２００円	２４２，０００円
４５フィート	２，７１０円	２４，７５０円	２４７，５００円
４６フィート	２，７７０円	２５，３００円	２５３，０００円
４７フィート	２，８３０円	２５，８５０円	２５８，５００円
４８フィート	２，８９０円	２６，４００円	２６４，０００円
４９フィート	２，９５０円	２６，９５０円	２６９，５００円

２　船台使用料

艇の長さ	日額	月額	年額
１０フィート以下	２４０円	２，２００円	２２，０００円
１１フィート	２７０円	２，４９０円	２４，９７０円
１２フィート	３００円	２，７９０円	２７，９４０円

１３フィート	３９０円	３，７００円	３７，０９０円
１４フィート	４４０円	４，０５０円	４０，６５０円
１５フィート	４８０円	４，４１０円	４４，２２０円
１６フィート	５１０円	４，７７０円	４７，７８０円
１７フィート	５５０円	５，１２０円	５１，３４０円
１８フィート	６００円	５，４８０円	５４，９１０円
１９フィート	６３０円	５，８４０円	５８，４７０円
２０フィート	６７０円	６，２００円	６２，０４０円
２１フィート	７００円	６，５５０円	６５，６００円
２２フィート	７５０円	６，９１０円	６９，１６０円
２３フィート	７９０円	７，２７０円	７２，７３０円
２４フィート	８２０円	７，６２０円	７６，２９０円
２５フィート	８６０円	７，９８０円	７９，８６０円
２６フィート	９１０円	８，３４０円	８３，４２０円
２７フィート	９４０円	８，６８０円	８６，９８０円
２８フィート	９８０円	９，０４０円	９０，５５０円
２９フィート	１，０２０円	９，４００円	９４，１１０円
３０フィート	１，０６０円	９，７６０円	９７，６８０円
３１フィート	１，１００円	１０，１１０円	１０１，２４０円
３２フィート	１，１４０円	１０，４７０円	１０４，８００円
３３フィート	１，１７０円	１０，８３０円	１０８，３７０円
３４フィート	１，２２０円	１１，１８０円	１１１，９３０円
３５フィート	１，２６０円	１１，５４０円	１１５，５００円
３６フィート	１，２９０円	１１，９００円	１１９，０６０円
３７フィート	１，３３０円	１２，２５０円	１２２，６２０円
３８フィート	１，３８０円	１２，６１０円	１２６，１９０円
３９フィート	１，４１０円	１２，９７０円	１２９，７５０円
４０フィート	１，４５０円	１３，３３０円	１３３，３２０円
４１フィート	１，４８０円	１３，６８０円	１３６，８８０円
４２フィート	１，５３０円	１４，０４０円	１４０，４４０円
４３フィート	１，５７０円	１４，４００円	１４４，０１０円
４４フィート	１，６００円	１４，７４０円	１４７，５７０円
４５フィート	１，６４０円	１５，１００円	１５１，１４０円
４６フィート	１，６９０円	１５，４６０円	１５４，７００円
４７フィート	１，７２０円	１５，８１０円	１５８，２６０円
４８フィート	１，７６０円	１６，１７０円	１６１，８３０円
４９フィート	１，８１０円	１６，５３０円	１６５，３９０円

１３フィート	３３０円	３，０９０円	３０，９１０円
１４フィート	３７０円	３，３８０円	３３，８８０円
１５フィート	４００円	３，６８０円	３６，８５０円
１６フィート	４３０円	３，９８０円	３９，８２０円
１７フィート	４６０円	４，２７０円	４２，７９０円
１８フィート	５００円	４，５７０円	４５，７６０円
１９フィート	５３０円	４，８７０円	４８，７３０円
２０フィート	５６０円	５，１７０円	５１，７００円
２１フィート	５９０円	５，４６０円	５４，６７０円
２２フィート	６３０円	５，７６０円	５７，６４０円
２３フィート	６６０円	６，０６０円	６０，６１０円
２４フィート	６９０円	６，３５０円	６３，５８０円
２５フィート	７２０円	６，６５０円	６６，５５０円
２６フィート	７６０円	６，９５０円	６９，５２０円
２７フィート	７９０円	７，２４０円	７２，４９０円
２８フィート	８２０円	７，５４０円	７５，４６０円
２９フィート	８５０円	７，８４０円	７８，４３０円
３０フィート	８９０円	８，１４０円	８１，４００円
３１フィート	９２０円	８，４３０円	８４，３７０円
３２フィート	９５０円	８，７３０円	８７，３４０円
３３フィート	９８０円	９，０３０円	９０，３１０円
３４フィート	１，０２０円	９，３２０円	９３，２８０円
３５フィート	１，０５０円	９，６２０円	９６，２５０円
３６フィート	１，０８０円	９，９２０円	９９，２２０円
３７フィート	１，１１０円	１０，２１０円	１０２，１９０円
３８フィート	１，１５０円	１０，５１０円	１０５，１６０円
３９フィート	１，１８０円	１０，８１０円	１０８，１３０円
４０フィート	１，２１０円	１１，１１０円	１１１，１００円
４１フィート	１，２４０円	１１，４００円	１１４，０７０円
４２フィート	１，２８０円	１１，７００円	１１７，０４０円
４３フィート	１，３１０円	１２，０００円	１２０，０１０円
４４フィート	１，３４０円	１２，２９０円	１２２，９８０円
４５フィート	１，３７０円	１２，５９０円	１２５，９５０円
４６フィート	１，４１０円	１２，８９０円	１２８，９２０円
４７フィート	１，４４０円	１３，１８０円	１３１，８９０円
４８フィート	１，４７０円	１３，４８０円	１３４，８６０円
４９フィート	１，５１０円	１３，７８０円	１３７，８３０円

３　係留施設（水面）使用料

艇の長さ	日額
２２フィート未満	５，２８０円
２２フィート以上	１０，５６０円

４　上下架施設（クレーン）使用料

区分	上下架　１往復	年額
プレジャーボート、ヨット	４，６２０円	５９，４００円
漁船登録をしている船舶	１，９８０円	

５　電気、水道等使用料

区分	金額
電気料（充電１回３０分につき）	４３０円
水道料（１回３０分につき）	２６０円
シャワー室利用料（１回３０分につき）	２６０円

備考　（略）

（第５６条関係）石巻市雄勝体育施設条例の一部改正

改　　正

別表（第７条関係）

１　雄勝体育館使用料

個人利用（１回につき）

利用区分	使用料
小・中・高校生	１００円
一般・学生	２２０円

専用利用（１時間につき）

利用区分	使用料
小・中・高校生	６００円
一般・学生	９００円
照明設備電気使用料	１１０円

２　雄勝多目的運動広場使用料

専用利用（１時間につき）

利用区分	使用料
小・中・高校生	１５０円
一般・学生	３００円

３　雄勝艇庫舟艇使用料（１時間につき）

利用区分	単位	使用料

３　係留施設（水面）使用料

艇の長さ	日額
２２フィート未満	４，４００円
２２フィート以上	８，８００円

４　上下架施設（クレーン）使用料

区分	上下架　１往復	年額
プレジャーボート、ヨット	３，８５０円	４９，５００円
漁船登録をしている船舶	１，６５０円	

５　電気、水道等使用料

区分	金額
電気料（充電１回３０分につき）	３３０円
水道料（１回３０分につき）	２２０円
シャワー室利用料（１回３０分につき）	２２０円

備考　（略）

現　　行

別表（第７条関係）

１　雄勝体育館使用料

個人利用（１回につき）

利用区分	使用料
小・中・高校生	７０円
一般・学生	１５０円

専用利用（１時間につき）

利用区分	使用料
小・中・高校生	４００円
一般・学生	６００円
照明設備電気使用料	１００円

２　雄勝多目的運動広場使用料

専用利用（１時間につき）

利用区分	使用料
小・中・高校生	１００円
一般・学生	２００円

３　雄勝艇庫舟艇使用料（１時間につき）

利用区分	単位	使用料

		カヌー	ＳＵＰ（スタンドアップパドルボード）
小・中・高校生	１艇	３００円	９００円
一般・学生	１艇	６００円	１，８００円

備考　（略）

（第５７条関係）石巻市震災遺構門脇小学校条例の一部改正

改　　正

別表第１（第９条関係）

震災伝承施設入館料

区分	個人	団体 （２０人以上１人につき）	年間パスポート （１人につき）
大人	７００円	６００円	１，７５０円
高校生	３５０円	２５０円	９００円
小・中学生	２５０円	１５０円	６００円

備考　（略）

別表第２（第１０条関係）

震災伝承施設使用料

（表略）

備考

１　（略）

２　冷暖房料は、１時間当たり１３０円とする。

		カヌー	ＳＵＰ（スタンドアップパドルボード）
小・中・高校生	１艇	２００円	６００円
一般・学生	１艇	４００円	１，２００円

備考　（略）

現　　行

別表第１（第９条関係）

震災伝承施設入館料

区分	個人	団体 （２０人以上１人につき）	年間パスポート （１人につき）
大人	６００円	５００円	１，５００円
高校生	３００円	２００円	７５０円
小・中学生	２００円	１００円	５００円

備考　（略）

別表第２（第１０条関係）

震災伝承施設使用料

（表略）

備考

１　（略）

２　冷暖房料は、１時間当たり１００円とする。